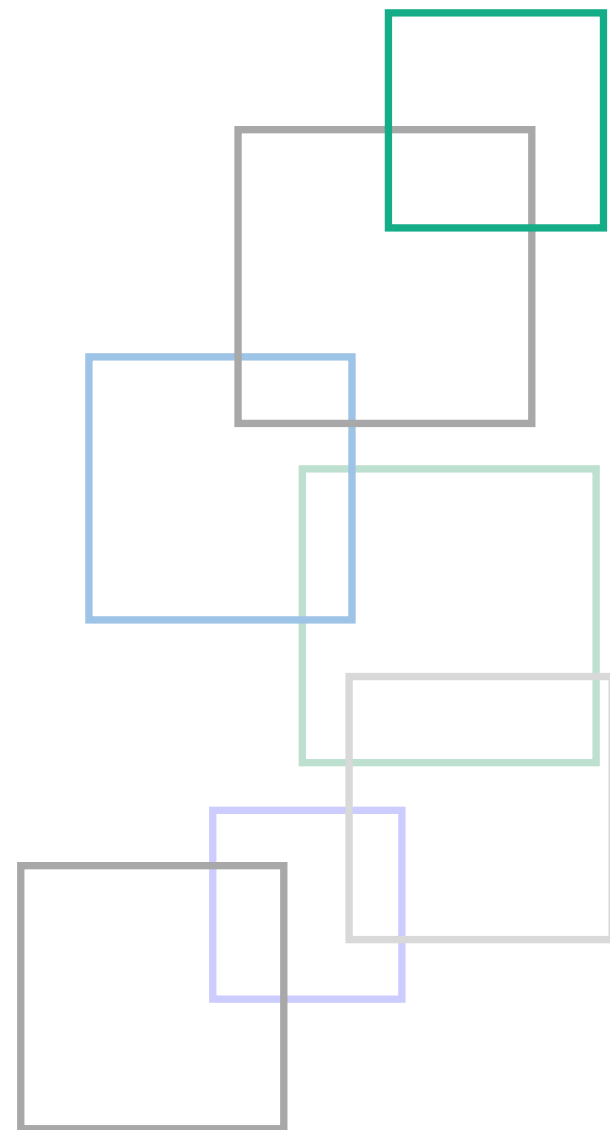


**令和5年度版**

**中小企業等向け支援施策集**



省工ネ  
お助け隊



**2023年6月時点**

**地**球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、日本では、以前より省エネルギー設備投資やエネルギー管理の適正化等を推進し、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しています。

しかしながら、2030年のエネルギーミックスの達成、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、2021年10月に「第6次エネルギー基本計画」が策定され、更なる野心的な目標が掲げられました。2030年までに6,200万kl程度のエネルギーを削減するためには、中小企業を含め日本全体で非化石エネルギー導入の拡大と同時に、まずは徹底した省エネルギー対策の実施が必要になります。

また、昨今のエネルギー価格の高騰並びに、夏季及び冬季の電力需給の逼迫、更には不安定な世界情勢の影響により、日本及び世界経済の先行きについて、未だ見通せない状況が続いています。

**本**書は、このような状況下においても中小企業の皆さまが活用することができる施策を以下5つの項目に分類し、掲載しています。貴社のニーズに適したものや、少しでも興味関心を抱く施策があれば、ぜひご活用ください。なお、本書は中小企業の皆さまが活用できる施策のうち、一部を抜粋して掲載していますのでご留意ください。

各施策の詳細については、巻末に問い合わせ先をまとめていますので、そちらへお問い合わせください。

本書が少しでも貴社の経営改善等の取組みの一助となれば幸いです。

## <本書における分類>

①省エネ診断  
(4ページ～)

②設備投資に係る支援  
(10ページ～)

③事業活動支援  
(27ページ～)

④税制優遇等  
(33ページ～)

⑤自治体による支援  
(42ページ～)

本書の最終章に、参考資料として住宅・建築物関連への支援事業を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

# 目次

項目	No.	年度	事業名称	ページ
①省エネ診断	1	令和4年度補正	省エネ診断拡充事業	4
	2	令和5年度	省エネ最適化診断	6
	3	令和5年度	省エネお助け隊（地域プラットフォーム構築事業）	7
②設備投資に係る支援	4	令和4年度補正	省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業（A,B,D）	10
	5	令和4年度補正	省エネルギー投資促進支援事業（C,D）	12
	6	令和5年度	省エネルギー設備投資利子補給金	14
	7	令和4年度補正	ものづくり・商業・サービス補助金（中小企業生産性革命推進事業）	16
	8	令和4年度補正	小規模事業者持続化補助金（中小企業生産性革命推進事業）	20
	9	令和4年度補正	IT導入補助金（中小企業生産性革命推進事業）	21
	10	令和4年度補正	事業継承・引継ぎ補助金（中小企業生産性革命推進事業）	22
	11	令和5年度	SHIFT事業（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）	24
③事業活動支援	12	令和4年度補正	事業再構築補助金	27
④税制優遇等	13	－	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	33
	14	－	環境エネルギー対策資金	34
	15	－	各種賃上げ制度のご案内	35
	16	－	資金繰り支援のご案内	39
	17	－	業務改善助成金	40
⑤自治体による支援	18	－	自治体による支援策	42
参考資料	参考1	令和5年度	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業	
	参考2	令和5年度	経済産業省と環境省のZEH補助金	
	参考3	令和4年度補正	こどもエコすまい支援事業	
	参考4	令和4年度補正	先進的窓リノベ事業	
	参考5	令和4年度補正	給湯省エネ事業	
			各事業 参照URL	

# ①省エネ診断

No.	事業名称	ページ
1	省エネ診断拡充事業	4
2	省エネ最適化診断	6
3	省エネお助け隊（地域プラットフォーム構築事業）	7



R4年度  
補正

中小企業等の工場・ビル等における省エネ取組に抱える課題やニーズを深掘し、運用改善や設備投資の提案等（省エネ診断）に要する経費、及び専門人材の育成に係る経費の一部を補助します。省エネ診断のメニューは、設備単位ごと、又は複数の設備をまとめて診断できる簡易なメニューを用意し、事業者が使用している設備やエネルギー種別に応じた診断を可能とする。

令和4年度補正予算 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金

中小企業の皆様

## 『エネルギーコスト削減』 お困りではありませんか？

「省エネ診断」がオススメです

### 「省エネ診断」とは？

#### 省エネルギーの専門家が直接診断

中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、設備・機器の運用改善や設備投資の提案を行い、エネルギーコスト削減に協力します。

### 省エネ提案事例

給湯循環ポンプの運用改善

▲約28万円/年

コンプレッサの吐出圧力低減

▲約170万円/年

照明設備のLED化

▲約49万円/年

※省エネ効果は事業所ごとに異なります。  
※設備投資には別途費用がかかります。

### 料金（診断プラン）

設備単位プラン			料金（税込）	備考
空調設備	照明設備	ボイラ・給湯器	各設備 ¥5,280	※最大2設備まで組合せ可能です。  《料金の計算例》 空調設備+照明設備を選択した場合 →¥5,280×2設備= ¥10,560
工業炉	受変電設備	冷凍冷蔵設備		
コンプレッサ	生産設備	デマンド		
給排水・排水処理				
まるっとプラン			料金（税込）	備考
節電プラン			¥15,840	※いずれか一つのプランを選択のうえ、お申ください。 ※一プラン、原則3設備となります。
節ガスプラン				
組合せプラン				

詳細は裏面へ▶

### ■ 診断を受けられる事業者

以下のいずれかに該当する事業者であること

- 中小企業基本法に定める中小企業者
- 会社法上の会社に該当せず、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満の事業所

### ■ 省エネ診断のメリット

#### メリット①



一短時間でニーズに応じた診断が可能一

- エネルギーコストが気になる設備から短時間で診断可能

※1設備のみの診断も可能です。

#### メリット②



一費用0円でのコスト削減も可能一

- 設備、機器の最適な使い方の提案
- 温度、照度等の設定値の適正化

※診断費用はかかりません。

#### メリット③



一省エネ取組の立案支援一

- 各設備のエネルギー使用量を把握することで、コスト意識の醸成や設備更新の判断材料とすることが可能

### ■ 診断の流れ



本事業の詳細と、診断の申込は特設WEBサイトから！

URL <https://shoeshindan.jp/guide/>



▼ 本事業のお問い合わせ先はこちら ▼

▼ 登録診断機関のお問い合わせ先はこちら ▼

[ナビダイヤル] 0570-010-151

[IP電話専用] 042-204-1609

受付時間：10:00~12:00, 13:00~17:00（土日祝日を除く）

令和4年度補正予算 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金

## 省エネ診断を受けてみませんか？

- 電気代が高いので、電気代を下げる方法を知りたい
- 普段身近に使っている設備（空調・照明など）の省エネアドバイスを専門家より受けたい
- すぐにできる省エネポイントを知りたい



省エネルギーの専門家が中小企業等の工場・ビル等を訪問し、エネルギーの無駄遣いや、すぐにできる省エネのヒント等をアドバイスします。

省エネの第一歩は、省エネ診断から

## ■ 省エネ提案事例

- ・給湯循環ポンプの運用改善 ▲約 28万円/年
- ・大型コンプレッサの吐出圧力低減 ▲約 170万円/年
- ・照明設備のLED化 ▲約 49万円/年

※省エネ効果は事業所ごとに異なります。  
※設備投資には別途費用がかかります。

## ■ 料金（診断プラン）

設備単位プラン			料金（税込）	まるっとプラン		料金（税込）
空調設備	照明設備	ボイラ・給湯器	各設備 ¥5,280 <small>※最大2設備まで組合せ可能です</small>	節電プラン		¥15,840 <small>※1プラン、原則3設備となります</small>
工業炉	受変電設備	冷凍冷蔵設備		節ガスプラン		
コンプレッサ	生産設備	デマンド		組合せプラン		
給排水・排水処理						

## 省エネ診断のメリット

## メリット①

短時間でニーズに応じた診断が可能

- エネルギーコストが気になる設備から短時間で診断可能

※1設備のみの診断も可能です。

## メリット②

費用0円でのコスト削減も可能

- 設備、機器の最適な使い方の提案
- 温度、照度等の設定値の適正化

※診断費用はかかりません。

## メリット③

省エネ取組の立案支援

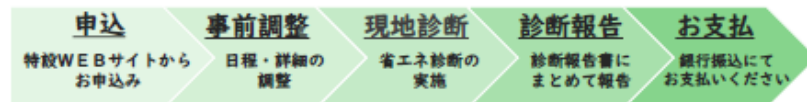
- 各設備のエネルギー使用量を把握することで、コスト意識の醸成や設備更新の判断材料とすることが可能

## 【お申込みについて】

▶ 申込期限 **2024年1月上旬まで** (※)

※変更となる可能性があります

▶ 申込から完了までの流れ



※動画でも申込から完了までの流れや省エネ診断について確認いただけます

動画URL

▶ 診断を受けられる事業者

以下のいずれかに該当する事業者であること

- 中小企業基本法に定める中小企業者
- 会社法上の会社に該当せず、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500k未満の事業所 (※)

※ 会社法上の会社以外とは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人（NPO法人）」「中小企業団体等以外の協同組合」等をいう。

## 省エネ診断の詳しい情報・お申込みはこちらから！

詳細URL <https://shoeshindan.jp/guide/>

特設WEBサイトURL

ナビダイヤル 0570-010-151

【IP電話用専用】042-204-1609

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日を除く）



省エネ最適化診断は、「省エネ」から更に一步推し進め、「省エネ診断」による使用エネルギー削減に加え、「再エネ提案」を組み合わせることで、脱炭素化を加速する新しいサービス。

## 省エネ最適化診断

### 「コスト削減」と「脱炭素化」の同時達成

「省エネ」は最も脱炭素化に有効な手段ですが、省エネ最適化診断は、更に一步推し進め、「省エネ診断」による使用エネルギー削減に加え、「再エネ提案」を組み合わせることで、脱炭素化を加速する新しいサービスです。

### 省エネ最適化診断の特徴

3つの  
ステップ  
ご支援

省エネ診断  
+  
再エネ提案

改善提案  
のご説明

フォローアップ

●省エネの徹底  
●再エネの導入  
●IoT/AIの活用

### 診断及び提案項目

- 設備・機器の最適な使い方
- メンテナンス方法の改善による省エネ
- 温度、照度など設定値の適正化
- 高効率機器への更新
- 排熱等エネルギーロスの改善、有効利用
- 太陽光発電など再エネ設備導入提案

### 診断結果のご説明

- 経営層やエネルギー管理者の方に、提案内容や実施方法について丁寧に説明
- 提案内容による改善効果
  - エネルギー削減量、コスト削減額、CO<sub>2</sub>削減量
  - エネルギー管理に関するアドバイス

### 診断を受けられる事業者とは

以下のいずれかの条件に該当する場合は対象

- 中小企業者(中小企業基本法に定める中小企業者)
  - 中小企業者で年間エネルギー使用量(原油換算値)が1,500kL以上の事業所である場合、以下を除く
    - ※1 ①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者  
但し、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は適用しない。
    - ②直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者
  - 会社法上の会社に該当せず、年間エネルギー使用量(原油換算値)<sup>※2</sup>が、原則として100kL以上1,500kL未満の工場・ビル等<sup>※3</sup>  
(但し、100kL未満でも、低圧電力、高圧電力もしくは特別高圧電力で受電している場合は可)
  - ※2 年間エネルギー使用量(原油換算値)は、令和5年4月から施行される改正省エネ法で算定いたします。(非化石エネルギー含む)
  - ※3 工場・ビル等には「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利法人(NPO法人)」「中小企業団体等以外の団体等」も含まれます。
- 尚、診断件数は原則1事業者1件ですが、中小企業庁が実施している「経営革新計画」認定企業(中小企業)は優遇措置として2件可能です。

### 診断の流れ

- 診断を希望される工場・ビル等の電気や燃料の使用状況に合った診断メニューをお申込みいただけます。
- 現地診断は1日で行い、診断結果を報告書に纏め、その内容は診断結果説明会にてご説明いたします。

#### 省エネ最適化診断の流れ



#### 診断メニュー

	診断内容	(注)診断費用の概算(手数料等はお申し込み先様のご負担となります)	診断費用
A 診断	専門家1人で診断するメニュー	年間エネルギー使用量目安(原油換算値) 300kL未満	10,450円(税込)
B 診断 <sup>(※4)</sup>	専門家2人で診断するメニュー(説明会は専門家1人で対応)	300kL以上1,500kL未満	16,500円(税込)
大規模診断	事前打合せ後(専門家1人)、専門家2人で診断するメニュー	1,500kL以上	23,100円(税込)

- ※4 300kL未満でもボイラーや大型空調機等、熱を利用する設備を多数お持ちの事業所や、比較的規模の大きな事業所等
- ※5 診断メニューには、診断結果説明会の費用も含まれます。提案内容の実施率向上の観点から、原則、診断結果説明会は実施させていただきます。
- ※6 専門家の交通費については、ご負担いただく必要はありません。
- ※7 「省エネお助け」は、全国各地の省エネ支援事業者が地域の専門家と協力して「省エネ支援の連携体」です。尚、情報提供可否について、事前にお問い合わせください。

### 省エネ最適化診断の4つのメリット

#### その1

#### 費用のかからない省エネ改善

- 省エネ最適化診断は、費用のからない運用改善による省エネ提案が約4割
- エネルギー価格が高騰している今、経営改善に直結した即効性のあるコスト削減が期待できます。



#### その2

#### 脱炭素化へ向けた各種アドバイス

- 脱炭素化は企業経営にとっても必須の課題
- 経済性が向上した自家消費型太陽光発電設備の導入提案をはじめ、脱炭素化へ向けた様々なアドバイスを実施します。



(出典)2022年度省エネ大賞受賞事例/㈱東生堂 緑川工場様

#### その3

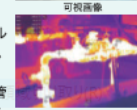
#### 省エネの第一歩はムダの見える化から

- 省エネ最適化診断では、様々な角度から、エネルギーの「ムダ」を見える化します。

- ①同業他社との比較  
省エネセンターの蓄積したデータを利用して同業他社との比較ができます。



- ②測定器を使った見える化  
赤外線カメラ等を使い、エネルギーの漏れを見える化します。



- ③組織課題の見える化  
省エネのプロがエネルギー管理上の課題を見える化します。

(出典)2022年度診断事例/アックワン(株)

#### その4

#### 国の省エネ設備補助金等の利用にプラス

- 省エネ最適化診断を受診した場合、設備更新の有効性が示されることから、下記、省エネ設備導入補助金で加点評価の対象となります。

- ①令和4年度補正予算「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」
  - ②令和4年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」
- また、本診断では、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の情報を知ることもできます。



### 診断事例

※当センターで実際に診断した事例です。省エネ効果は事業所ごとに異なります。

#### 蒸気配管からの見えない熱ロスを改善(保温対策)すると固定ロスの削減になります

対象設備:蒸気配管約10m、バルブ類等80個  
省エネ効果:原油換算約22kLの削減



913千円/年の削減

#### 室外機の熱交換部分(フィン)を清掃すると約5%の省エネになります

対象設備:空調機6台 計33.8kW  
省エネ効果:電力量 5,675kWh/年の削減



91千円/年の削減

#### 最新の高効率空調機に更新すると省エネになります

(例)最新の高効率空調機は、20年前のものに比べて消費電力が2/3程度に減っています  
(業務用10kWクラスの例)

対象設備:空調機16台  
省エネ効果:電力量 85,715kWh/年の削減



1,371千円/年の削減

省エネ最適化診断の  
お問合せ先

一般財団法人省エネルギーセンター 省エネ診断事務局  
TEL:03-5439-9732 FAX:03-5439-9738  
Email:ene@ecc.or.jp

お申し込みはこちら▶





豊富な支援実績を持っているエネルギーと経営の専門家が、経営改善につながる省エネ提案や設備更新の計画立案をお手伝い。

「省エネお助け隊」は経済産業省の補助事業である  
令和5年度 地域プラットフォーム構築事業で活動しています。



## による 省エネ診断のご案内

省エネ診断では、事業所のエネルギー使用状況を把握し、省エネできる項目の洗い出し、改善項目についてご提案いたします。

情報収集  
現場調査

エネルギー使用量や  
運用状況の分析

エネルギーコスト  
削減提案

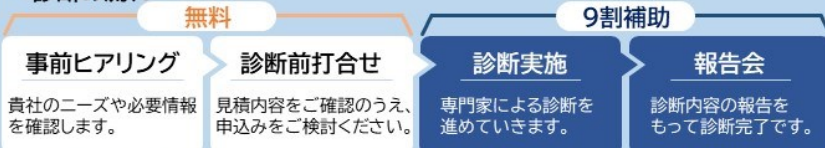
補助金・税制情報  
のご案内

<診断を受けられる事業者> ※以下のいずれかに該当すること

- ✓ 中小企業基本法に定める中小企業者
- ✓ 会社法上の会社に該当しないもの※で、年間エネルギー使用量1,500kl未満の事業所(100kl未満の小規模事業者も対象)
- ※ 会社法上の会社に該当しないものは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人(NPO法人)」「中小企業団体等以外の協同組合」等をいう。
- ※ 複数事業所を有する法人は、複数事業所の診断を受けることも可能。

診断プラン	料金(税込)	プラン選択について
1名診断	10,120円	・1名診断から実施可能です。
2名診断	15,400円	・延床面積等、規模が大きい場合については2名診断、3名診断も選択可能です。
3名診断	22,880円	※ 詳しくは省エネお助け隊にお尋ねください。

<診断の流れ>



見積は無料です。お気軽にお問い合わせください。

詳細については、WEBサイト「省エネお助け隊ポータル」に掲載されています。

「省エネお助け隊」のお問い合わせ先はこちらです。

省エネお助け隊ポータル

検索



sii 環境共創イニシアチブは、地域プラットフォーム構築事業の執行団体です。

【TEL】03-5565-3970

【受付時間】10:00~12:00/13:00~17:00

※土曜、日曜、祝日も除く ※通話料がかかりますのでご注意ください

「省エネお助け隊」は経済産業省の補助事業である  
令和5年度 地域プラットフォーム構築事業で活動しています。



## による 省エネ支援のご案内

省エネお助け隊やその他診断機関が実施した省エネ診断結果を基に省エネ取り組みを一緒に進めていくためのサポートをいたします。

計測による  
エネルギーロスの把握

運用コスト低減に繋がる  
設備のチューニング

設備更新の  
仕様検討・効果検証

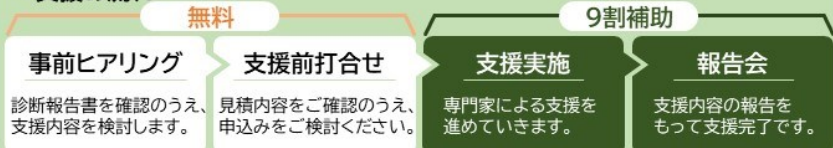
金融機関への  
融資のサポート

<支援を受けられる事業者> ※以下のいずれかに該当すること

- ✓ 中小企業基本法に定める中小企業者
- ✓ 会社法上の会社に該当しないもの※で、年間エネルギー使用量1,500kl未満の事業所(100kl未満の小規模事業者も対象)
- ※ 会社法上の会社に該当しないものは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人(NPO法人)」「中小企業団体等以外の協同組合」等をいう。
- ※ 原則、事業所全体の省エネ診断を実施済みであること。 ※ 複数事業所を有する法人は、複数事業所の支援を受けることも可能。

支援プラン	料金(税込)	支援対象設備(例)
① 工場プラン(製造業300kl以上)	25,520円	空調(5~10台)、コンプレッサ(3台)、生産設備(1台)
② 工場プラン(製造業300kl未満)	18,480円	空調(5~10台)、コンプレッサ(1~2台)、照明(10~20台)
③ ビル・店舗プラン(製造業以外)	13,200円	空調(3~5台)、照明(5~10台)、EMS活用支援
④ 個別カスタムプラン	総額の1割	専門家が貴社の設備に合わせた専用プランをご提案

<支援の流れ>



見積は無料です。お気軽にお問い合わせください。

詳細については、WEBサイト「省エネお助け隊ポータル」に掲載されています。

「省エネお助け隊」のお問い合わせ先はこちらです。

省エネお助け隊ポータル

検索



sii 環境共創イニシアチブは、地域プラットフォーム構築事業の執行団体です。

【TEL】03-5565-3970

【受付時間】10:00~12:00/13:00~17:00

※土曜、日曜、祝日も除く ※通話料がかかりますのでご注意ください

項目	省エネ診断拡充事業 設備診断	省エネ最適化診断 総合診断	省エネお助け隊の診断 相談 診断 支援
診断対象	以下のいずれかに該当すること ・中小企業基本法に定める中小企業者 ・会社法上の会社以外で、年間エネルギー使用量1,500kL未満の事業所	以下のいずれかに該当すること ・中小企業基本法に定める中小企業者 ・会社法上の会社以外で、年間エネルギー使用量1,500kL未満の事業所	以下のいずれかに該当すること ・中小企業基本法に定める中小企業者 ・会社法上の会社以外で、年間エネルギー使用量1,500kL未満の事業所
診断費用	事業者の希望に添えるよう事業所の設備等に合わせた以下のメニューを用意 ・設備単体プラン(1設備) : 5,280円(税込) ・設備単体プラン(2設備) : 10,560円(税込) ・まるっとプラン(原則3設備) : 15,840円(税込) ※費用の支払いは、診断報告会実施後	事業所の規模等にに合わせて、以下3つのメニューを用意 ・A診断 : 10,450円(税込) ・B診断 : 16,500円(税込) ・大規模診断 : 23,100円(税込) ※費用の支払いは、原則申込時	事業所の規模、設備等にに合わせて、以下3つのメニューを用意 ・1名診断 : 10,120円(税込) ・2名診断 : 15,400円(税込) ・3名診断 : 22,880円(税込) ※費用の支払いは、診断報告会実施後
診断期間	契約締結から診断報告会まで約1か月	申込から診断結果説明会まで約2か月～2か月半	契約締結から診断報告会まで約1か月半～2か月
主な診断内容	・費用のかからない運用改善による省エネ提案 ・高効率省エネ設備への更新提案 (投資回収年シミュレーションを含む補助金案内等) ・エネルギー使用量を見える化 (事業所全体および電気を中心としたエネルギー種別毎) ※省エネ最適化診断や省エネお助け隊の診断と比べ、より効率的な診断を想定	・費用のかからない運用改善による省エネ提案 ・高効率省エネ設備への更新提案 (高効率空調、高性能ボイラ等) ・エネルギー使用量を見える化 (事業所全体およびエネルギー種別毎) ・再エネ提案(自家消費型太陽光発電等)	・費用のかからない運用改善による省エネ提案 ・高効率省エネ設備への更新提案 (投資回収年シミュレーションを含む補助金案内等) ・エネルギー使用量を見える化 (事業所全体およびエネルギー種別毎)
診断の特徴	・省エネ診断の申込が簡易 ・短時間で診断可能 ・事業所でメインで使用しているエネルギーや事業者の気になるエネルギーについて診断が可能 ・費用のかからない運用改善を優先的に提案 ・運用改善、投資改善について、診断先に最も効果的な改善内容を提案	・エネルギーのムダを総合的に判断 ・費用のかからない運用改善を優先的に提案 ・運用改善、投資改善について、診断先に最も効果的な改善内容を10項目ほど提案 ・脱炭素化へ向けて再エネ提案も実施 ・より深掘した省エネ取組を希望する場合は、IoT診断を受診することも可能	・省エネ診断後の省エネ取組を実施することを念頭に置いた省エネ診断 ・省エネ診断から省エネ取組の支援まで、同一専門家が一貫して対応可能 ・経営の専門家が省エネの専門家と連携して支援 ・同一年度内に複数事業所の診断を受けることも可能 ・年間エネルギー使用量100kL未満の小規模事業者への省エネ診断実績も豊富
診断員の主な資格	【主な資格】 エネルギー管理士、電気主任技術者、管工事施工管理技士、技術士等 ※その他10年以上の経験を有し、執行団体が認めた者	【主な資格】 エネルギー管理士	【主な資格】 ＜省エネに関する専門家＞ ・エネルギー管理士、電気工事士(1種)、技術士等 ＜経営に関する専門家＞ ・中小企業診断士、行政書士、税理士等 ※その他10年以上の経験を有し、執行団体が認めた者
申込方法	「特設WEBサイト」の登録診断機関一覧からご選択いただき、登録診断機関に申込 <a href="https://shoenehindan.jp/guide/">https://shoenehindan.jp/guide/</a>	「省エネ・節電ポータルサイト」から申込書をダウンロードの上、必要事項をご記入いただき、メール、FAX、郵送のいずれかで省エネ診断事務局に申込 <a href="https://www.shindan-net.jp/service/shindan/entry.html">https://www.shindan-net.jp/service/shindan/entry.html</a>	「省エネお助け隊ポータル」の相談窓口一覧から、最寄りの省エネお助け隊に問合せ <a href="https://www.shoene-portal.jp/consultation/">https://www.shoene-portal.jp/consultation/</a>

作成：(一社)環境共創イニシアチブ・(一財)省エネルギーセンター

## ②設備投資に係る支援

No.	事業名称	ページ
4	省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業 (A,B,D)	10
5	省エネルギー投資促進支援事業 (C,D)	12
6	省エネルギー設備投資利子補給金	14
7	ものづくり・商業・サービス補助金 (中小企業生産性革命推進事業)	16
8	小規模事業者持続化補助金 (中小企業生産性革命推進事業)	20
9	IT導入補助金 (中小企業生産性革命推進事業)	21
10	事業継承・引継ぎ補助金 (中小企業生産性革命推進事業)	22
11	SHIFT事業 (工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業)	24



R4年度  
補正

先進事業、オーダーメイド型事業、エネルギー需要最適化対策事業では、工場・事業場における、省エネルギー及び非化石エネルギーへの転換に資する設備・機器の導入を支援し、指定設備導入事業では、省エネ性能の高い設備への更新を支援します。

二次公募

令和4年度補正予算

## 省エネルギー投資促進・ 需要構造転換支援事業費補助金

(A、B、D)

国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策  
〔先進設備・システム〕〔オーダーメイド型設備〕〔EMS機器〕の導入を支援します。

### 省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

令和4年度補正予算「省エネルギー設備への更新を促進するための補助金」は、4つの事業区分A～Dがありますが、各事業区分によって適用される補助金・公募要領・申請方法等が異なります。

A  
先進事業B  
オーダーメイド型事業C  
指定設備導入事業D  
エネルギー需要  
最適化対策事業

### A、B、Dの申請

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

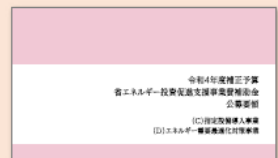


省エネルギー投資促進・  
需要構造転換支援事業費補助金  
(A、B、D)の公募要領をご確認ください。  
事業の概略については中面をご覧ください。

❗ AとBとDを組み合わせる場合は、各補助金に申請してください。

### C、Dの申請

省エネルギー投資促進支援事業費補助金



省エネルギー投資促進支援事業費補助金  
(C、D)の公募要領をご確認ください。

### 全体スケジュール

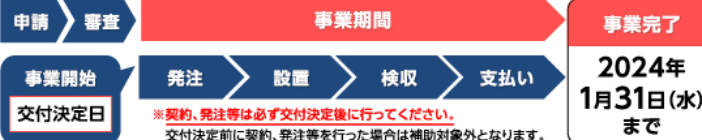
公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間 2023年5月25日(木)～6月30日(金)

交付決定 2023年8月下旬

事業期間 交付決定日から2024年1月31日(水)まで



### 留意事項

- ・当資料は二次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- ・補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- ・補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- ・交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- ・事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- ・SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- ・導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- ・設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- ・導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい。

A 先進事業

03-5565-3840

B オーダーメイド型事業/  
D エネルギー需要最適化対策事業

03-5565-4463

〔受付時間〕 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

■本事業は新たな制度となります。よく理解し、注意して交付申請手続きを行ってください。

手順1

導入予定の設備が、どの補助対象設備に該当するか整理し、単独、または組み合わせて計画を立てる。

補助対象設備	⑧先進設備・システム	⑨オーダーメイド型設備	⑩EMS機器
	⑧先進設備・システム SIIがホームページで先進設備・システムとして公表した補助対象設備	⑨オーダーメイド型設備 機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的に合わせて設計・製造する設備等であって、設計図書等の納品物があるもの	⑩EMS機器 SIIが補助対象設備として公表したエネルギー・マネジメント・システム

手順2

⑩を除く、⑧、⑨の省エネ効果を合算する。

先進設備・システムの省エネ効果	オーダーメイド型設備の省エネ効果	EMSによる省エネ効果

手順3

「事業要件」及び手順2で算出した省エネ効果が⑧、⑨のどちらの「省エネルギー効果の要件」を満たすか確認し、申請する事業区分を選択する。

事業区分	⑧先進事業	⑨オーダーメイド型事業	⑩エネルギー需要最適化対策事業
事業要件	⑧先進事業 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術に係る技術審査委員会」において決定した審査項目に限り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業	⑨オーダーメイド型事業 機械設計を伴う設備または事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等(オーダーメイド型設備)へ更新等する事業	⑩エネルギー需要最適化対策事業 SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業
省エネルギー効果の要件 <sup>*1</sup>	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増進率:30%以上 ②省エネ量+非化石使用量:1,000k以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注) ※複数の対象設備を組み合わせて申請する場合、負荷別の省エネ効果の合算等で上記要件を満たすこと ※非化石割合の割合も省エネ設備は対象外	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増進率:10%以上 ②省エネ量+非化石使用量:700k以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上(注) ※複数の対象設備を組み合わせて申請する場合、負荷別の省エネ効果の合算等で上記要件を満たすこと ※非化石割合の割合も省エネ設備は対象外	申請単位で、「EMSの別個効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率2%以上を満たす事業
補助対象経費	設備費、設計費、工事費	設備費、設計費、工事費	設計費、設備費、工事費
補助率	中小企業等 <sup>*2</sup> 2/3以内 大企業 <sup>*3</sup> 、その他 <sup>*4</sup> 1/2以内	1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内 1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内	1/2以内 1/3以内
補助金限度額	【上限額】15億円/年度(30億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業あたりの上限額は30億円(40億円)	【上限額】15億円/年度(30億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業あたりの上限額は30億円(40億円)	【上限額】1億円/年度 【下限額】100万円/事業全体 ※複数年度事業の1事業あたりの上限額は1億円

### \*連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業

⑧先進事業、⑨オーダーメイド型事業において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー化事業は、連携事業(複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)や工場・事業場間一体省エネルギー事業(同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。

(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が減少する事業に限る。

\*1 ⑧、⑨事業共通で投資回収年数が5年以上、経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1k以上の事業であること、トップランナー制度対象設備を導入する場合はトップランナー基準を満たす設備であること、「エネルギー使用量が1,500k以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記されている事業であること、導入した補助対象設備の1年度のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

\*2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

\*3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人、なお大企業の申請要件は以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

・省エネ法の事業クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(二次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)  
※「Sクラス」については、公開時刻まで「令和4年度定期報告書」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者  
※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和4年度定期報告書(特定4次事業者の過去5年度のエネルギーの使用に係る単位数及び電圧需要率平均化評価単位数の変化状況)を提出すること。

・中長期計画書の「ベンチマーク目標の達成」に記された2023年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標を達成する事業者

\*4 その他とは、みなし大企業に該当する人、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人を超え、法人。

### 事業区分ごとの申請パターン

① ⑧、⑨の事業区分は、対象設備は単独申請または、他事業区分の設備を組み合わせて申請することが可能です。

申請パターン	⑧先進事業となる申請	⑨オーダーメイド型事業となる申請
●単独 ⑧先進設備システム	申請要件 ⑧先進設備・システムを含んでいることが必須。単独または、⑨オーダーメイド型設備を含めて、事業全体で⑩エネルギー需要最適化対策事業を適用する必要があります。	申請要件(※) ⑧オーダーメイド型設備を含んでいることが必須。単独または、⑧先進設備・システムを含めて、事業全体で⑨オーダーメイド型事業の省エネルギー効果の要件を満たす必要がある。
●組み合わせ ⑧先進設備システム ⑨オーダーメイド型設備	補助率の考え方 ⑧先進設備・システムは⑩の補助率、 ⑨オーダーメイド型設備は⑨の補助率が適用される。	補助率の考え方 ⑧先進設備・システム、⑨オーダーメイド型設備は⑩の補助率が適用される。

※⑧先進設備・システムが⑨オーダーメイド型設備の候補設備(設計が済むこと)を満たす場合のみ、  
⑩エネルギー需要最適化対策事業を⑨オーダーメイド型設備として申請することができます。

② ⑧、⑨の事業区分に、⑩エネルギー需要最適化対策事業を加えて申請することが可能です。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用されます。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となります。

⑧先進事業	+	⑩エネルギー需要最適化対策事業
⑨オーダーメイド型事業	+	

新たな  
制度

### 複数年度事業(国庫債務負担行為)活用のご案内

従来の省エネ補助金では、投資・事業計画が複数年にわたる複数年度事業は、年度の切れ目に3か月、事業実施ができない期間が発生していました。本事業では、総合経済対策を踏まえ、国庫債務負担行為を活用し、複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応できる新たな制度として、複数年度事業を支援します。

	2023年度(1年度目)		2024年度(2年度目)		
	2024年1~3月	2024年2月~3月	2024年4月	2024年5月~1月	2025年2月~3月
【参考】従来の複数年度事業	事業完了日	年度の切れ目に毎年3か月、事業実施ができない期間が発生	交付決定日	事業完了日	
新たな複数年度事業		2月~4月に事業が実施できます。		事業完了日	

複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領をご確認ください。



R4年度  
補正

指定設備導入事業では、省エネルギー性能の高いユーティリティ設備・生産設備等への更新更新を支援し、エネルギー需要最適化対策事業では、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム導入事業を支援します。

二次公募

令和4年度補正予算

## 省エネルギー投資促進 支援事業費補助金

(C、D)

国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策  
(指定設備「EMS機器」の導入)を支援します。

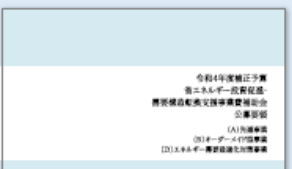
### 省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

令和4年度補正予算「省エネルギー設備への更新を促進するための補助金」は、4つの事業区分(A～D)がありますが、各事業区分によって適用される補助金・公募要領・申請方法等が異なります。



### A、B、Dの申請

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金



省エネルギー投資促進・  
需要構造転換支援事業費補助金  
(A、B、D)の公募要領をご確認ください。

① A②と④を組み合わせて設備を導入する場合は、各補助金に申請してください。

### C、Dの申請

省エネルギー投資促進支援事業費補助金



省エネルギー投資促進支援事業費補助金  
(C、D)の公募要領をご確認ください。  
※③は、④を組み合わせた場合のみ対象

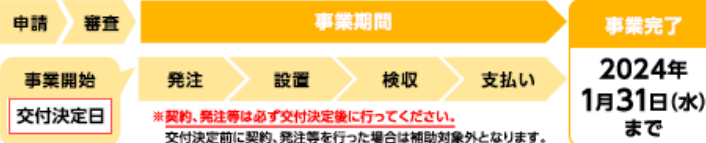
事業の概略については中面をご覧ください。

### 全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間	2023年5月25日(木)～6月30日(金)
交付決定	2023年8月下旬
事業期間	交付決定日から2024年1月31日(水)まで



### 留意事項

- 当資料は二次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

③ 指定設備導入事業

0570-008-726  
042-204-1710

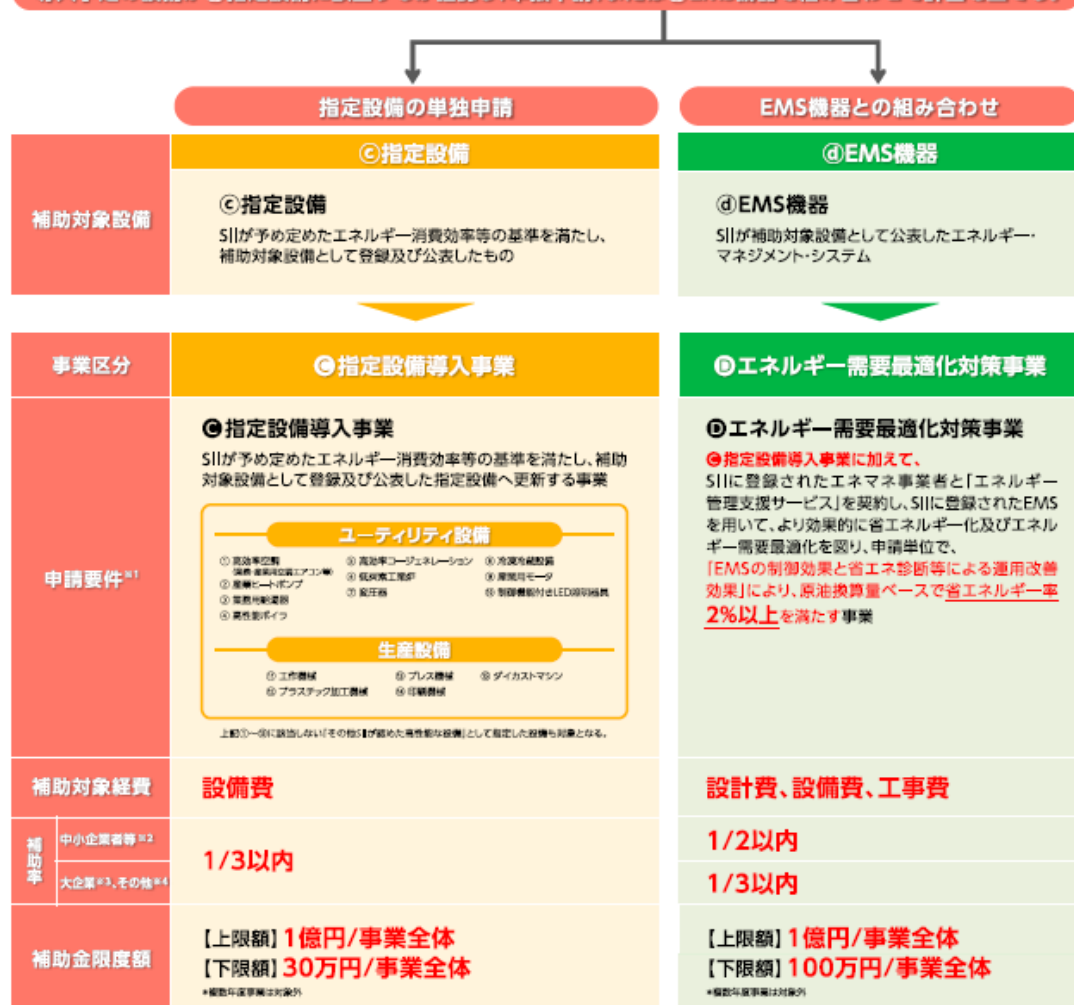
④ エネルギー需要最適化対策事業

03-5565-4463

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

■本事業は新たな制度となります。よく理解し、注意して交付申請手続きを行ってください。

導入予定の設備が③指定設備に該当するか確認し、単独申請、または④EMS機器を組み合わせて計画を立てる。



③エネルギー需要最適化対策事業との組み合わせについて

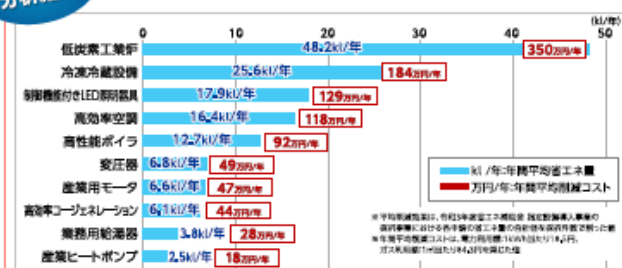
●指定設備導入事業に、④エネルギー需要最適化対策事業を加えて申請することが可能です。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用されます。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となります。なお、エネルギー需要最適化対策事業の単独申請は対象外です。

③指定設備導入事業

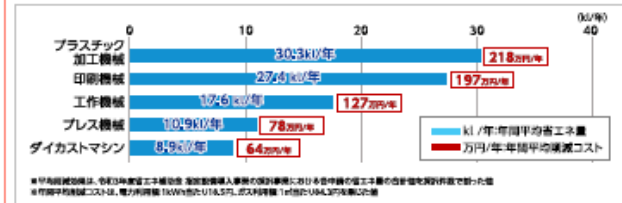
④エネルギー需要最適化対策事業

申請データ  
分析結果

各設備区分の平均削減効果(省エネ量、削減コスト)



全業種で横断的に使われるユーティリティ設備では、設備特性や事業所で使用する平均台数から、多くの熱量が必要な工業炉、365日24時間稼働が必要な冷凍冷蔵設備、事業所に欠かせない照明や空調、熱供給の汎用設備であるボイラの順で、エネルギー消費効率の高い設備に更新した場合の省エネ効果が高く、エネルギーコストの上昇に抑制効果を発揮します。



生産設備では、射出成型等のプラスチック加工機械、印刷機械、工作機械の順で削減効果があります。待機電力の削減や、サイクルタイムの向上等による高効率化を図ることで、エネルギーコストの削減に大きく寄与します。

※1 ④エネルギー需要最適化対策事業を含む申請は投資回収年数が5年以上、経費対収入計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1%以上の事業であること。[エネルギー使用量が1,500kWh以上の工場・事業場]と[中小企業等に該当しない会社(株式会社、合資会社、合同会社、有限会社)] ※みなし大企業を含む。省エネ法に基づき作成された長期計画等に記載されている③指定設備または④EMS機器を導入する事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

※2 中小企業等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合資会社、合同会社、有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合資会社、合資会社、合同会社、有限会社)であり、[中小企業者]、[みなし大企業]のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

・省エネ法の事業クラス分け評価制度において[Sクラス]または[Aクラス]に該当する事業者(二次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)

※[Sクラス]については、公募開始時点で令和4年定期報告書(第1号)として省エネルギーホームページにて[Sクラス]として公表されていることが確認できる事業者 ※[Aクラス]に該当する事業者として申請する場合は、令和4年定期報告書(特定第4次事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電効需要率平均値)の公表状況を確認すること。

・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合資会社、合資会社、合同会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。

設備の新設・増設をする場合に利用でき、幅広い対象設備に対して融資利息の最大1%を最大10年に渡って補給します。

令和5年度 省エネルギー設備投資利子補給金

## 省エネルギー設備の新設・増設などの省エネ取組の 融資利息の一部を補給します！

対象要件  
いずれかを満たすこと

指定金融機関(裏面参照)が行う以下事業への融資が対象

- ・エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業
  - ・省エネルギー設備を新設・増設し、エネルギー消費原単位が1%以上改善される事業
  - ・データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業
- ※省エネ法改正に伴い、非化石燃料を使用する設備も申請対象となります。

利子補給率

最大 **1%** ※

※貸付利率1.1%以上 → 1.0% 貸付利率1.1%未満 → 貸付利率から▲0.1%

利子補給期間

最大 **10年間**

利子補給金支払

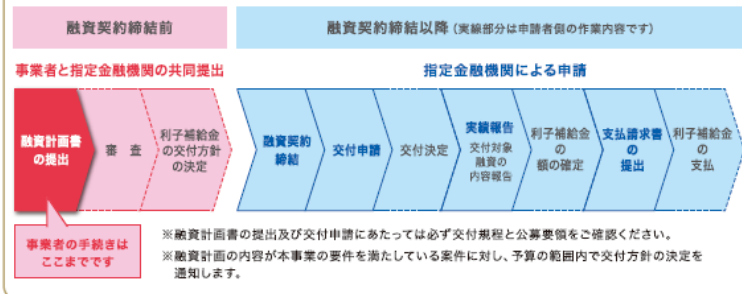
**年2回**

融資計画書の  
受付期間

- 第1回 2023年5月26日(金)～6月23日(金)  
第2回 2023年6月30日(金)～8月10日(木)  
第3回 2023年8月中旬～9月下旬(予定)  
第4回 2023年10月上旬～11月上旬(予定)

※予算額に達した場合、予算額に達した受付期間をもって、融資計画書の受付を終了します。

### 利子補給金の申請の流れ



一般社団法人 **sii** 環境共創イニシアチブ  
Environmental Innovation Initiative

指定金融機関のお問い合わせ窓口は、  
SIIのホームページ(以下URL)をご参照ください。

<https://sii.or.jp/rishihokyu05/financial-list.html>



### 指定金融機関一覧 (102金融機関)

2023年5月19日時点(五十音順)

愛知銀行	群馬銀行	千葉銀行	姫路信用金庫
青森銀行	京葉銀行	中国銀行	百五銀行
足利銀行	甲府信用金庫	銚子信用金庫	百十四銀行
アルプス中央信用金庫	さがみ信用金庫	筑波銀行	広島銀行
飯田信用金庫	三十三銀行	都留信用組合	福井銀行
池田泉州銀行	三条信用金庫	東濃信用金庫	福井信用金庫
伊予銀行	滋賀中央信用金庫	東北銀行	福岡銀行
岩手銀行	四国銀行	東和銀行	福島信用金庫
上田信用金庫	静岡銀行	栃木銀行	碧海信用金庫
愛媛銀行	しずおか焼津信用金庫	富山第一銀行	北都銀行
遠州信用金庫	七十七銀行	豊田信用金庫	北陸銀行
大分県信用組合	しのめ信用金庫	長岡信用金庫	北海道信用金庫
大垣共立銀行	十八親和銀行	長野銀行	北國銀行
おokayま信用金庫	十六銀行	長野県信用組合	松本信用金庫
沖縄振興開発金融公庫	商工組合中央金庫	長野信用金庫	みずほ銀行
川崎信用金庫	荘内銀行	南都銀行	三井住友銀行
関西みらい銀行	湘南信用金庫	新潟信用金庫	三井住友信託銀行
北九州銀行	常陽銀行	西尾信用金庫	三菱UFJ銀行
岐阜信用金庫	諏訪信用金庫	西日本シティ銀行	みなと銀行
協栄信用組合	関信信用金庫	日本政策投資銀行	宮古信用金庫
紀陽銀行	第四北越銀行	二本松信用金庫	もみじ銀行
京都中央信用金庫	高岡信用金庫	八十二銀行	山口銀行
きらやか銀行	高峰信用金庫	八幡信用金庫	山梨中央銀行
桐生信用金庫	玉島信用金庫	浜松磐田信用金庫	りそな銀行
熊本銀行	但馬信用金庫	肥後銀行	
桑名三重信用金庫	筑邦銀行	尾西信用金庫	

※指定金融機関とは、沖縄振興開発金融公庫及び次に掲げる機関であってSIIが指定する機関です。

- (1) 銀行、(2) 信用金庫、(3) 労働金庫、(4) 信用協同組合、(5) 農業協同組合、(6) 漁業協同組合、(7) 森林中央金庫、  
(8) 株式会社商工組合中央金庫、(9) 株式会社日本政策投資銀行、(10) 生命保険会社又は外国生命保険会社等

事業について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。(連絡先が異なります)

利子補給金に関する  
お問合せ

**03-5565-4460**

受付時間 10:00～12:00, 13:00～17:00  
(土日祝日を除く)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ ▶▶▶ <https://sii.or.jp/rishihokyu05/>





R4年度  
補正

生産性向上に取り組む  
中小企業・小規模事業者を応援!

やるぞ!  
生産性向上!

頑張る企業を  
応援します!

生産性向上!



アクセルジャパン  
アンバサダー ヒロミ

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するために

下記4つの補助金をご用意しています!

連年での公募となるため、十分な準備をした上で、都合の良いタイミングで、申請・事業実施が可能です。



ものづくり・商業・  
サービス補助金

最大5,000万円の  
設備投資補助



持続化補助金

最大250万円の  
販路開拓等補助



IT導入補助金

最大450万円の  
ITツール導入補助



事業承継・  
引継ぎ補助金

最大300万円の  
事業承継・引継ぎ支援



ものづくり・商業・サービス補助金

- 革新的な製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援します。
- 温室効果ガス排出削減の取組に応じて補助上限を3段階に分け、グリーン枠を拡大します。
- 大幅な値上げに取り組む場合は補助上限を引き上げます。
- グローバル市場開拓枠の一部類型では、海外ブランディング費等を対象経費に追加し、海外展開を支援します。

アクセルジャパン  
アンバサダー ヒロミ



申請類型	補助上限額(※1)	補助率
通常枠	750~1,250万円	1/2(※3)
回復型値上げ・雇用拡大枠(※2)		2/3
デジタル枠	1,000~4,000万円(温室効果ガス排出削減取組に応じて3段階の上限を設定)	
グリーン枠		
グローバル市場開拓枠	3,000万円(海外市場開拓(JAPANブランド)類型では、ブランディング・プロモーション等に係る経費も対象)	1/2(※4)

大幅な値上げをする事業者は、最大1,000万円の補助上限を上乗せ(回復型値上げ・雇用拡大枠などを除く)

現在の公募→  
情報はこちら



(※1)従業員規模等に応じて(※2)前年度の課税所得がゼロ以下かつ控除使用する従業員がいる事業者が対象  
(※3)小規模事業者・再生事業者は2/3 (※4)小規模事業者は2/3

小規模事業者持続化補助金

- 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援します。特に赤字など業績が厳しい中でも、値上げや事業規模の拡大に取り組む事業者等を引き続き支援します。
- 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者に対し、全ての申請枠で補助上限を一律に引き上げて支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3※
成長・分配強化枠 (値上げや事業規模拡大の取組)	200万円	
新陳代謝枠 (創業や後継ぎ候補者の新たな取組)	200万円	

【インボイス特例】  
インボイス発行事業者に転換する事業者は補助  
上限額を一律50万円上乗せ(最大250万円)

現在の公募→  
情報はこちら



※成長・分配強化枠の一部の類型において、必ず事業者は3/4

IT導入補助金

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。
- インボイス制度への対応を見据えたITツールの導入を支援するため、一部補助下限を撤廃します。

申請類型	補助対象経費	補助上限額	補助率
通常枠	ITツール	5~450万円	1/2
デジタル化 基盤導入枠	ITツール (会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等)	下限無し ~50万円	3/4
	50~350万円	2/3	
インボイス制度 対応に活用可能!	PC・タブレット等	10万円	1/2
	レジ・券売機等	20万円	1/2
セキュリティ 対策推進枠	サイバーセキュリティサービス 利用料(※)	5~100万円	1/2

現在の公募→  
情報はこちら



※(注)構築型連携連携(IPA)「マイナー  
セキュリティ」名目付「サービスリスト」に  
掲載されたサービス

事業承継・引継ぎ補助金

- 事業承継・引継ぎに係る取組を支援します。
- 一定の値上げを実施する事業者を対象に補助上限を引き上げて支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
経営革新事業 設備投資等の新たな取組 (※経営者交代型は承 継前の後継者も対象)	600万円	1/2~ 2/3
	800万円 一定の値上げをする事業者の 上限を200万円上乗せ (上げ幅の5%)	1/2 (上げ幅の5%)
専門家活用事業 仲介・FA費用等	600万円	1/2~ 2/3
廃業・再チャレンジ事業 (※1)廃業費用等	150万円	1/2~ 2/3

現在の公募→  
情報はこちら



(※1)経営者転、専門家活用との  
併用が可能

問合せ先

- ものづくり・商業・サービス補助金: ものづくり補助金事務局サポートセンター (050-8880-4053)
- 持続化補助金: 商工会地域の方 ※所在地によって異なるため右のQRコードよりご参照下さい。商工会議所地域の方のお問い合わせはこちら (03-6632-1502)
- IT導入補助金: サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター (0570-666-424)
- 事業承継・引継ぎ補助金: 経営革新事業 (050-3615-9053)  
専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業 (050-3615-9043)



商工会地域  
お問合せ先

R4年度  
補正

革新的製品・サービスの開発又は精算プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援します。  
14次公募よりグリーン枠アドバンス類型においては省エネ診断を受診することが要件に加われました。

生産性向上を目指す皆様へ 令和5年4月時点版

## 「ものづくり・商業・サービス補助金」で 新製品・サービスの開発や生産プロセス改善等を支援！

### 事業環境変化に合わせた支援を用意！

補助上限額 750万円～5,000万円、補助率 1/2～2/3

### 特に、賃上げやグリーン、海外市場開拓の支援を拡充！

賃上げに取り組む  
事業者に、  
補助上限を  
引き上げて支援！



グリーン枠を拡充し、  
3段階の上限設定  
で幅広い省エネ  
ニーズを取込み！



海外市場開拓に取り組む  
事業者にブランディング  
・プロモーション等の費用を  
支援！



### 生産性向上を目指すなら、誰もが使える！

以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定・実施する中小企業等※なら、どなたでも応募可能。

- 付加価値額 + 3%以上/年
- 給与支給総額 + 1.5%以上/年
- 事業場内最低賃金 地域別最低賃金 + 30円

※業種によって定義が異なりますが、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。また、革新性や事業性等の審査がございます。公募締切毎に異なりますが、2倍程度の採択倍率です。

### 「使いやすさ」が向上！



切れ目ない公募により  
最適なタイミングでの申請、  
十分な準備・事業期間の確保が可能に！



あらゆる補助金の手続きを  
一つのポータルサイトに集約！  
(J-Grants)

※詳細は裏面をご確認ください。

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置



### 様々なメニューで、生産性向上を目指す取組を支援！

※赤字で記載されている内容は、令和4年度第2次補正予算分から新たに取組の内容です。

概要	補助上限 ※補助上限額は従業員数に応じて異なる。	補助率
<b>通常枠</b> 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～ 1,250万円	1/2、 2/3(小規模・ 再生事業者)
<b>回復型賃上げ・雇用拡大枠</b> 業況が厳しい事業者が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 ※前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。	750万円～ 1,250万円	2/3
<b>デジタル枠</b> DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～ 1,250万円	2/3
<b>グリーン枠</b> 温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	<b>エンビレ</b> 750万円～ 1,250万円	2/3
	<b>スタンダード</b> 1,000万円～ 2,000万円	
	<b>アドバンス</b> 2,000万円～ 4,000万円	
<b>グローバル市場開拓枠</b> 海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。海外市場開拓（JAPANブランド）類型では、海外展開に係るブランディング・プロモーション等に係る経費も支援。	3,000万円	1/2、 2/3(小規模 事業者)

大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例  
補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更にも上乗せ。（回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く）

### 活用例

#### 通常枠

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発
- ・「食べられるクッキー生地のコピーカップ」の製造機械を新たに導入

#### デジタル枠

- ・属人的な作業を省力化するため、顧客・受注・作業員を一體的に管理するシステムを導入
- ・AIを導入した高精度な自律移動式無人搬送ロボットの試作開発

#### グリーン枠

- ・炭素生産性向上が図れる製造装置を導入しつつ、従来から製造していた部品の高品質化
- ・「エコマテリアル」素材を導入し、環境負荷が少ないグリーンな製品の試作開発

#### グローバル市場開拓枠

- ・海外市場獲得を目的とした新製品開発のため、製造機械の導入や展示会への出展
- ・日本に未日する外国人をターゲットとした予約システムの開発

### <今後のスケジュール>

○令和4年度第2次補正予算  
2023年4月19日（水）第15次公募開始  
5月12日（金）電子申請システムでの応募受付開始  
7月28日（金）応募締切

応募方法等の詳細は  
こちらからご確認ください



ものづくり補助金総合サイト

重要！ 本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要です。  
ID取得に一定の期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。





## ものづくり補助金の全体像

※赤字箇所を令和4年度2次補正予算にて拡充

概要	補助上限額 ※下限額はグリーン枠スタンダード、アドバンスを除き、全ての枠100万円		補助率	
<b>通常枠</b> 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。	5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円		1/2、 2/3(小規模・再生事業者)	
<b>回復型賃上げ・雇用拡大枠</b> 業況が厳しい事業者*が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 ※前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。			2/3	
<b>デジタル枠</b> DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。				
<b>グリーン枠</b> 温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	エントリー	5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円	2/3	
	スタンダード	5人以下：1,000万円 6～20人：1,500万円 21人以上：2,000万円		
	アドバンス	5人以下：2,000万円 6～20人：3,000万円 21人以上：4,000万円		
<b>グローバル市場開拓枠</b> 海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。 <u>海外市場開拓（JAPANブランド）</u> 類型では、海外展開に係るブランディング・プロモーション等に係る経費も支援。	3,000万円 (従来、補助下限額は1,000万円のところ、100万円に引き下げ)		1/2、 2/3(小規模事業者)	



### 大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乗せ。（回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く）

## ものづくり補助金の見直し・拡充

- 令和元年度補正予算～3年度補正予算を基に、13次公募まで実施済。
- 今後、令和4年度2次補正予算を基に、令和5年1月11日（水）から14次公募を開始。
- その後も、令和6年度まで切れ目なく公募を実施予定。

### 1. 大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例

14次公募から

- 「成長と分配の好循環」を一層強力に推し進めるため、**大幅な賃上げに取り組む事業者については、申請枠にかかわらず、一律で補助上限を引き上げる**（回復型賃上げ・雇用拡大枠などを除く）。

### 2. グリーン枠の拡充

14次公募から

- 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、温室効果ガス排出削減の取組段階に応じた**3段階の支援類型**を創設。高度な取組を実施している場合、**補助上限額を最大4,000万円に拡充**する。

### 3. 海外展開支援の強化

14次公募から

- 中小企業の海外市場開拓を強力に支援するため、一部類型について、補助対象経費に新たに**ブランディング・プロモーション等に係る経費を追加**する。

### 4. 認定機器・システム導入型の新設

次年度以降の予算から

- **業種・業態に共通する生産性向上に係る課題を解決**するため、**認定を受けた設備・システムについて重点的に支援を行う類型を創設**。今年度は、まず**業種・業態に共通する課題を認定**し、当該課題解決のための研究開発を促す。認定を受けた設備等への導入支援は、次年度以降実施予定。

### 5. その他

- 補助対象事業者に、**「社会福祉法人」を追加**。
- **ビジネスモデル構築型**については、**廃止**する。

## 2. グリーン枠の見直し・拡充

14次公募から

- 令和3年度補正予算からグリーン枠を創設し、温室効果ガスの排出削減等を目的とした設備・システム投資等を行う事業者を支援している。
- **温室効果ガスの排出削減に資する取り組みの段階に応じ、3段階の補助上限額を設定する。**
- また、**取引先の事業者がグリーンに係るパートナーシップ構築宣言をしている事業者には審査の際に加点**を行う。

### 【グリーン枠における申請要件・補助上限額の見直し】

類型	申請要件		従業員規模	補助上限額 支援額の拡大	補助率
エントリー	事業期間 (3～5年)内に事業 場単位での 炭素生産性年率平均 +1%向上	- (GHG排出削減の取組未実施 又は初歩的な取組でも可)	5人以下	750万円以内	2/3
			6人～20人	1,000万円以内	
			21人以上	1,250万円以内	
スタンダード	エネルギーの種類別に毎月 使用量を整理し、事業 所のCO2の年間排出量 を把握	本事業で開発に取り組む製品・サ ービスが、自社のみならず、業界・産業 全体での温室効果ガス削減に貢献 小売電気事業者との契約で、一部 でも再生可能エネルギーに係る電気 メニューを選択	5人以下	1,000万円以内	
			6人～20人	1,500万円以内	
			21人以上	2,000万円以内	
アドバンス	事業所の電気、燃料の 使用量を用途別に把握	自社で太陽光やバイオマスなど再生 可能エネルギーでの発電を導入 グリーン電力証書を購入  J-クレジット制度を活用し、自社で の温室効果ガス削減の取組を環境 価値として売却	5人以下	2,000万円以内	
			6人～20人	3,000万円以内	
			21人以上	4,000万円以内	

※1 取引先の事業者がグリーンに係るパートナーシップ構築宣言をしている事業者には審査の際に加点を行う。

※2 グリーン枠については、機械装置の撤去費用についても補助対象経費に含む。(ただし、撤去費用>中古販売収入の場合のみに限る)



小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援します。  
第12回公募は6月1日に締切。第13回公募に向けて準備中。

令和4年12月時点  
地域を支える小規模事業者等の皆様へ

## 「小規模事業者持続化補助金」 が拡充されます

### 持続化補助金で販路開拓！！

#### 【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

#### 【補助上限】

50～200万円

⇒ 令和4年度第2次補正予算より、免税事業者から**インボイス発行事業者**に転換する場合、**一律に50万円の補助上限上乗せ**を行います。  
**(最大250万円)**（詳細は、裏面をご確認ください）

#### 【補助率】

2/3（賃金上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3/4）

#### 【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置



チラシのダウンロードはこちら！

#### 措置内容

令和4年度第2次補正予算において、「一律に50万円の補助上限上乗せ」をします(最大250万円)。

※2023年2月までは、現行のインボイス枠を継続します。

免税事業者からインボイス発行事業に転換する事業者(インボイス転換事業者)を対象に、全ての枠で一律に50万円の補助上限上乗せし、販路開拓(税理士への相談費用を含む)を支援します。

	通常枠	特別枠				インボイス枠
		賃金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	
インボイス 転換事業者	100万円	250万円				100万円
上記以外の 事業者	50万円	200万円				-
補助率	2/3	2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者の場合3/4)				

#### 【現在（第10回）の申請要件】

- 賃金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者
- 卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超過して規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者
- インボイス枠 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行登録をした事業者  
(令和4年度第2次補正よりインボイス特例を導入。その際にインボイス枠は終了)

※赤字記載箇所は、令和4年度第2次補正予算による拡充内容。

※令和元年度・3年度補正予算事業において、「インボイス枠」で採択された事業者は、令和4年度第2次補正予算における補助上限上乗せ（インボイス特例）の対象外です。

#### 活用例

##### 事例①

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を増設**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

##### 事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

※青字が本補助金の対象経費

#### <今後のスケジュール>

- 令和元年度・令和3年度補正予算  
12月9日（金）第10回公募締切
- 令和4年度第2次補正予算  
準備が整い次第、公募を開始。（詳細は、順次公表いたしますので、下記HPにてご確認ください）

事務局HP:



商工会地区HP

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。



商工会議所地区HP

03-6632-1502



iGrants  
(ID取得)

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX、サイバーセキュリティ対策等のためのITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年5月末  
時点版

## 「IT導入補助金」でIT導入・DX（デジタルトランスフォーメーション）による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援！
- インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入でも利用可能！
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～3/4！

### 通常枠

- 生産性の向上に資するITツールの導入費用を支援します。
- 補助下限額を引き下げ、クラウド利用料の対象期間を延ばします（最大2年間）。

### デジタル化基盤導入類型

- インボイス制度への対応も見据え、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- 安価なITツール導入も支援すべく、補助下限額を撤廃します。

### 商流一括インボイス対応類型

- 取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

### 複数社連携IT導入類型

- 10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。連携のための事務費・専門家費も補助対象です。

### セキュリティ対策推進枠

- 独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置



チラシのダウンロードはこちら！

## <詳細>（赤字は令和4年度第2次補正予算での拡充点です）

種/類型	通常枠		デジタル化基盤導入枠（インボイス対応に活用可能！）				セキュリティ対策推進枠	
	A類型	B類型	商流一括インボイス対応類型	デジタル化基盤導入類型	複数社連携IT導入類型			
補助事業者	中小企業・小規模事業者等		大企業等		中小企業・小規模事業者等			
補助額	5万円～150万円未満 下限を引き下げ	150万円～450万円以下	心算！ 対応済の受発注ソフト ～350万円	会計・受発注・決済・ECソフト 50万円以下 下限を撤廃！	PC・タブレット等 50万円超～350万円	レジ・券売機等 ～10万円 ～20万円	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 <sup>(※1)</sup> （上記(1)以外の経費） 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円～100万円
補助率	1/2以内	2/3以内	1/2以内	3/4以内	2/3以内 <sup>(※2)</sup>	1/2以内	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内	1/2以内
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分 <sup>(期間を長期化)</sup> ）、導入関連費		クラウド利用料（最大2年分）	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費			サイバーセキュリティサービス利用料（最大2年分） <sup>(※3)</sup>	

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります。

(※2)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4、50万円超については2/3。

(※3)（独）情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービス」リストに掲載されたサービス

## <活用例>

### デジタル化基盤導入類型

- インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

### 通常枠

- タイムカードによる勤怠管理のため、本日出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！

## <今後のスケジュール> ※現時点で定まっているものを記載。この後も申請受付は実施予定。>

「IT導入補助金2023」は令和5年3月28日（火）から申請受付中。

詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

・通常枠、セキュリティ対策推進枠

第2次締切 6月2日（予定）

第3次締切 7月10日（予定）

第4次締切 7月31日（予定）

第1次締切 7月10日（予定）

第2次締切 7月31日（予定）

第3次締切 7月31日（予定）

第4次締切 7月31日（予定）

第5次締切 7月31日（予定）

第6次締切 7月31日（予定）

・デジタル化基盤導入類型

第3次締切 6月2日（予定）

第4次締切 6月20日（予定）

第5次締切 7月10日（予定）

第6次締切 7月31日（予定）

・商流一括インボイス対応類型

第1次締切 7月10日（予定）

第2次締切 7月31日（予定）

第3次締切 7月31日（予定）

第4次締切 7月31日（予定）

第5次締切 7月31日（予定）

第6次締切 7月31日（予定）

・複数社連携IT導入類型 第1次締切 5月31日（予定）

サービス等生産性向上  
IT導入支援事業  
事務局ポータルサイト



応募方法等の詳細は  
こちらからご確認ください

事業継承・M&A後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）、M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー、デューデリジェンス等）の取組等を支援します。**5次公募は5月12日に締切。6月中旬～下旬に、6次公募開始予定。**

## 事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金は、中小企業者及び個人事業主が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金（5次公募）では、以下の3事業を設定しています。

### 経営革新事業のポイント（→P3）

経営革新事業は、事業承継・事業再編・事業統合等を契機として経営革新等に取り組む中小企業者等を支援するものです。

- 1** 一定の賃上げを実施した場合における補助上限額が800万円に引き上げられました
- 2** 同一法人内の代表者交代の場合は、未来の承継も補助対象となりました

本補助事業における補助上限額は原則600万円ですが、一定の賃上げを実施した場合、補助上限額が800万円に引き上げられます。なお、補助額の内、600万円までの部分は補助率は3分の2、600万円を超え800万円以下の部分の補助率は1/2以内となります。

事業承継前の取組を補助金の対象とすることで、後継者の早期成長を後押しし、事業承継の早期化・円滑化につながるものと考えられることから、一部要件の緩和を行いました。「未来の承継」として、後継者候補を主体に事業承継前における経営革新的な取組にかかる費用を支援します。

### 専門家活用事業のポイント（→P4）

専門家活用事業は、事業再編・事業統合に伴う中小企業者等の経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助するものです。

- 1** 同一案件について、買い手・売り手の双方による申請が可能です
- 2** 「M&A支援機関登録制度」に登録された専門家による支援が対象です

専門家活用事業では、買い手支援型（承継者）と売り手支援型（被承継者）の2つの類型がありますが、同一の経営資源引継ぎ（M&A）案件について、買い手と売り手の双方がそれぞれの類型で申請することも可能です。

委託費のうち、FA・M&A仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援のみが補助対象となります。なお、登録FA・仲介業者については、中小企業庁HP又はM&A支援機関登録制度事務局HPにおいて公表されています。

### 廃業・再チャレンジ事業のポイント（→P5）

廃業・再チャレンジ事業は、事業再編・事業統合に伴う中小企業者等の再チャレンジに取り組むための廃業に係る経費の一部を補助するものです。

- 1** 会社自体の廃業  
会社自体を廃業するために、補助事業期間内に廃業登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う事業
- 2** 事業の一部の廃業  
事業の一部を廃業（事業撤退）するために、補助事業期間内に廃業登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う事業

再チャレンジ申請

再チャレンジ申請 \*併用申請のみ

経営革新（併用） 専門家活用（併用）

経営革新（併用） 専門家活用（併用）

## 経営革新事業

### 創業支援型（Ⅰ型）

創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者を支援する類型

- 対象
- 事業承継対象期間内\*に法人の設立又は個人事業主としての開業を行う場合
  - 創業にあたって、廃業を予定している者等から、有機的・一体的な経営資源を引き継ぐ場合  
\*2017年4月1日から2024年1月22日

### 経営者交代型（Ⅱ型）

親族内承継や従業員承継等の事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者を支援する類型

- 対象
- 個人事業主への事業譲渡
  - 同一法人内での代表者交代

### M & A型（Ⅲ型）

事業再編・事業統合等のM&Aを契機として、経営革新等に取り組む者を支援する類型

- 対象
- 株式譲渡や事業譲渡、吸収分割等によりM&Aを実施する場合\*  
\*親族内承継は対象外

### 補助対象経費

店舗等借入費	設備費	謝金	外注費	廃業費
産業財産権等関連経費	原材料費	旅費	委託費	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用
マーケティング調査費	会場借料費	広報費	廃業費	

### 補助率・補助上限額

条件	賃上げ	補助上限額	補助額	補助率
①小規模企業者 ②営業利益率低下 ③赤字 ④再生事業者等のいずれかに該当	実施	800万円	600万円超～800万円相当部分	1/2以内
	実施せず	600万円	～600万円相当部分	2/3以内
上記①～④該当なし	実施	800万円	-	1/2以内
	実施せず	600万円	-	

\*詳細は公募要領をご確認ください。

#### Point1 営業利益率低下の要件

以下のいずれかの要件を満たす場合、補助率は3分の2となります。

1. 直近の事業年度と2期前の事業年度における営業利益率を比較した場合に低下していること
2. 直近の事業年度及び交付申請時点で進行中の事業年度のうち、それぞれ任意の連続する3か月（当該期間の前年度同時期）の平均における営業利益率を比較した場合に低下していること

#### Point2 賃上げの要件

以下のいずれかの要件を満たす場合、補助上限額は800万円となります。

1. 補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上の賃上げ
2. 上記を既に達成している事業者は、補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金+30円以上の賃上げ



## 専門家活用事業

### 買い手支援型（I型）

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等を支援する類型

**対象** 株式・経営資源の引継ぎに関する最終契約書の契約当事者（予定含む）となる中小企業者等

### 売り手支援型（II型）

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等を支援する類型

**対象** 株式・経営資源の引継ぎに関する最終契約書の契約当事者（予定含む）となる中小企業者等

**共同申請** 株式譲渡の場合は、**支配株主**（株式譲渡に伴い異動する株式を発行している中小企業の、議決権の過半数を有する株主）または**株主代表**（議決権の過半数を有する株主の代表者）との共同申請が可能です。

#### Point1 補助下限額の引き下げ

前回の公募では、専門家活用事業の補助下限額は100万円であったのに対し、本補助金では50万円に引き下げられました。これにより、補助金を活用できる事業の幅が広がりました。

#### Point3 事業譲渡時の引継ぎ要件

事業譲渡の場合、有機的・一体的な経営資源の譲受・譲渡が対象となります。

\*例えば、有形資産（物品・設備等）のみ、無形資産（ブランド・ノウハウ等）のみでの譲渡は原則対象外となります。

#### Point2 補助率の引き上げ

買い手支援型は補助率2/3以内であるのに対し、売り手支援型は原則1/2以内です。ただし、①物価高等の影響により、営業利益率が低下、②直近決算期で営業または経常赤字、のいずれかの場合、補助率は2/3以内に引き上げられます。

#### Point4 補助対象者の条件

補助対象者（法人）の代表者が、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者又はその代表者であった場合、補助対象外となります。

### 補助対象経費

委託費\*

謝金

システム利用料

廃業費

\*FA・仲介業務の着手金・中間報酬・成功報酬等は委託費に含まれる。

旅費

保険料

廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用

### 補助率・補助上限額

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	上乗せ額 (廃業費)
買い手支援型	2/3以内	50万円	600万円以内	+150万円以内
売り手支援型	1/2又は2/3以内			

※詳細は公募要領をご確認ください。

## 廃業・再チャレンジ事業

### 単独申請

**再チャレンジ申請** M&Aで事業を譲り渡せなかった廃業・再チャレンジ

<要件>

M&Aによって事業を譲り渡せなかった中小企業者等の株主や個人事業主が、地域の新たな需要の創造や雇用の創出にも資する新たなチャレンジをするために、既存事業を廃業する場合

・2020年以降に売り手としてM&Aに着手し、6か月以上取り組んでいること  
・廃業の完了と、その後の再チャレンジ\*

#### 注意!

再チャレンジ申請は、  
・補助事業期間中の廃業完了が必須要件です。  
・廃業予定の中小企業と、その支配株主や株主代表との共同申請が必須となります。（個人事業主を除く）

\*再チャレンジの内容

・新たな法人の設立  
・個人事業主としての、新たな事業活動の実施  
・自身の知識や経験を活かせる企業への就職や社会への貢献等

### 併用申請

<要件>

**経営革新** 事業承継に伴う廃業

事業承継（事業再生を伴うものを含む）によって事業を譲り受け、新たな取り組みを実施するにあたって、既存の事業や、譲り受けた事業の一部を廃業する場合

事業承継後（M&A後）の新たな取り組みの実施

**専門家活用（買い手）** 事業の譲り受けに伴う廃業

M&Aによって事業を譲り受ける（他者の経営資源を引き継いで創業した場合も対象）にあたって、既存の事業や、譲り受けた事業の一部を廃業する場合

M&Aによる、他者からの事業の譲り受け（全部／一部譲渡）

**専門家活用（売り手）** 事業の譲り渡しに伴う廃業

M&Aによって事業を譲り渡す場合に、M&A後も手元に残った事業を廃業する場合

M&Aによる、他者への事業の譲り渡し（全部／一部譲渡）

### 補助対象経費

**廃業支援費** 廃業・清算に関する専門家活用費用及び従業員の人員費

**在庫廃棄費** 既存の事業商品在庫を専門業者に依頼して処分した際の経費

**解体費** 既存事業の廃止に伴う建物・設備等の解体費

**原状回復費** 借りていた設備等を返却する際に義務となっていた原状回復費用

**リースの解約費** リースの解約に伴う解約金・違約金

**移転・移設費用** 効率化のため設備等を移転・移設するために支払われる経費

### 補助対象経費・補助率・補助上限額

対象となる経費	補助率	補助下限額	補助上限額
廃業支援費等	2/3以内	50万円	150万円以内

※詳細は公募要領をご確認ください

意欲的なCO2削減目標・計画を策定し、省CO2型設備更新、電化・燃料転換、運用改善をパッケージで実施し、CO2を絶対量で着実に削減する取組を支援します。



### 全体スケジュール

公募開始後に説明資料を公開します。詳しくは、SHIFT事業ウェブサイトをご覧ください。

①CO <sub>2</sub> 削減計画策定支援 公募期間	令和5年5月15日(月)～7月14日(金)
②省CO <sub>2</sub> 型設備更新支援 公募期間	令和5年5月15日(月)～6月15日(木)

※応募状況により追加公募を実施する場合があります。



- ① CO<sub>2</sub>削減計画策定支援 のスケジュールに関する留意事項
  - ・公募開始日から発注までに審査を行い、審査合格者数削減された時点で公募期間中でも締切となります。
  - ・事業完了後には、計画した内容の進捗を報告する義務があります。補助事業の完了日の属する年度の終了後、3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に過去1年間の対策の実施状況及びCO<sub>2</sub>排出量の実績等について報告する必要があります。また、報告期間中に少なくとも1以上の対策を行うことと義務づけられています。省CO<sub>2</sub>型設備更新支援に採択された場合は、CO<sub>2</sub>削減計画策定支援の報告義務は終了します。

- ②省CO<sub>2</sub>型設備更新支援 のスケジュールに関する留意事項
  - ・A/B事業では、応募時に設備導入年度として1～3年を選択することができます。C事業の設備導入年度は半年度です。
  - ・A/B事業において複数年度に設備導入が認められた場合でも、各年度交付申請が必要です。なお、各年度の事業完了日から翌年度の交付決定日までは事業実施できません。且、翌年度の交付決定日以前に事業開始する必要があります。また、前年度申請書も提出して承認を受けてください。
  - ・A/B事業での採択者は設備導入年度に「SHIFTシステム」に登録し、削減目標年度に発行される排出枠を申請することにより、審査に目標達成することが求められます。

#### 採択後の主なスケジュール (A/B事業)

設備導入年度 (N年度)	削減目標年度 (N+1年度)	調査・自主削減年度 (N+2年度)	報告年度 (N+3年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>SHIFTシステム登録申請</li> <li>基準年度算定報告書の検証受検</li> <li>検証済基準年度算定報告書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出枠の取り・償却</li> <li>排出量のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出枠の取り・償却</li> <li>目標年度算定報告書の作成</li> <li>目標年度算定報告書の検証受検</li> <li>検証済目標年度算定報告書の提出</li> <li>目標達成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定報告書の作成</li> <li>算定報告書の提出</li> </ul>

#### 留意事項

- ・本資料は事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要項等をご確認ください。
- ・本事業の公募情報や参加情報、参加意向が掲載、また支援事例等のあるお役立ち情報は、SHIFT事業ウェブサイトに掲載しています。
- ・補助金の交付を申請できる者は、選定・2期の決算において、連続の債務超過（貸借対照表の「純資産」が2期連続でマイナス）がない、適切な管理体制及び処理能力を有する者となります。
- ・交付決定通知に契約・発注等を行う経費は、交付規程に定める場合を除き、補助対象外となります。
- ・交付決定した事業者名、補助事業の概要、CO<sub>2</sub>削減計画等は公表します。
- ・算定報告書の第三者検証費用は自己負担です。
- ・導入した設備は、健全な管理の注目を要し、補助金の交付の目的に照しその効率的運用を図る必要があります。
- ・補助事業の適切な実施のため、実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- ・事業完了後、完了実績報告書を提出する必要があります。審査・検証検査後に補助金を支払います。
- ・補助事業の経費に関する帳簿等すべての経理書類は、補助事業の完了日の属する年度の終了後5年間、閲覧できるように保存しておくことが必要です。
- ・取得財産等を過分（目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめ承認を仰ぐ必要があります。

SHIFT事業ウェブサイト



https://shift.env.go.jp

#### お問い合わせ先

- CO<sub>2</sub>削減計画策定支援・省CO<sub>2</sub>型設備更新支援A/B事業  
一般社団法人 環境効果実証推進センター  
事業運営センター  
E-mail: shift@gaj.or.jp  
SHIFT事業ウェブサイトのお問い合わせページは質問様式をダウンロードしメールに添付してください。
- 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援C事業  
一般財団法人 環境イノベーション情報機構 (EIC)  
SHIFT事業ウェブサイトのお問い合わせページに掲載の問い合わせフォームをご利用ください。
- 支援機関選定・コンタクト  
一般財団法人省エネルギーセンター  
E-mail: shift\_ecj@ecj.or.jp
- CO<sub>2</sub>排出量の算定・検証  
株式会社三豊総合研究所  
E-mail: shift-sec@mri.co.jp



Support for High-efficiency Installations for Facilities with Targets



## 令和5年度SHIFT事業

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業

我が国の2030年度温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、工場・事業場での脱炭素化のロードマップとなる取組（削減目標の設定、削減計画の策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の実施）を支援します。

「脱炭素化のステップ」に対応した2つの補助事業①CO<sub>2</sub>削減計画策定支援と②省CO<sub>2</sub>型設備更新支援を用意しました。

- 補助事業の活用方法
- ✓ ①CO<sub>2</sub>削減計画策定支援を利用してCO<sub>2</sub>削減計画を策定し、自己資金で対策を実施する
  - ✓ ①CO<sub>2</sub>削減計画策定支援を利用してCO<sub>2</sub>削減計画を策定し、②省CO<sub>2</sub>型設備更新支援を利用して対策を実施する
  - ✓ 自ら所定様式のCO<sub>2</sub>削減計画を策定し、②省CO<sub>2</sub>型設備更新支援を利用して対策を実施する

◆ 複数企業が連携して脱炭素化に取り組む【企業間連携先進モデル支援】についてはSHIFT事業ウェブサイト等でご確認ください。

#### 脱炭素化のステップと2つの補助事業

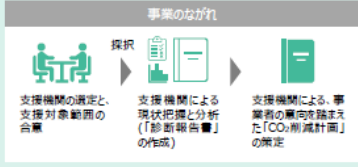


### ① CO<sub>2</sub>削減計画策定支援

**概要**  
年間CO<sub>2</sub>排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、CO<sub>2</sub>排出量削減余地の診断および「CO<sub>2</sub>削減計画」の策定を支援。

**補助率・補助上限額**  
3/4。補助上限は支援内容により50～100万円  
(※DX型計画策定支援は補助上限を100万円増額)

**特徴**  
CO<sub>2</sub>削減余地診断の経験豊富な「支援機関」が工場・事業場の現状と課題を整理し、対策の提案を行います。さらに、CO<sub>2</sub>削減目標と実施方法を示す「CO<sub>2</sub>削減計画」の策定を支援します。



▼「①CO<sub>2</sub>削減計画策定支援」はこのような事業者におすすめです

CN（カーボンニュートラル）、SDGs、SBTへの取組の必要性を感じているが、工場・事業場で具体的にどんな対策を行えばいいかわからない

CO<sub>2</sub>排出量とエネルギー使用量の現状把握、対策の検討、実施計画の作成を外部専門家に協力して欲しい

### ② 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援

**概要**  
「CO<sub>2</sub>削減計画」に基づき設備更新を支援。

**補助率・補助上限額**

- A. 標準事業：1/3。補助上限1億円
- B. 大規模電化・燃料転換事業：1/3。補助上限5億円
- C. 中小企業事業：CO<sub>2</sub>削減量比割合増補助。補助上限0.5億円

**特徴**  
高効率設備、電化・燃料転換を伴う設備、再エネ設備など、多様な設備が対象です。必要に応じて排出量取引等を実施して、着実にCO<sub>2</sub>削減目標を達成します。



▼「②省CO<sub>2</sub>型設備更新補助」はこのような事業者におすすめです

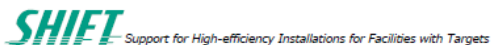
CO<sub>2</sub>削減余地の把握や対策検討はすでに完了しているので、高効率設備や再エネ設備の導入、燃料転換などにより、確実にCO<sub>2</sub>削減目標を達成したい

設備導入補助金を利用して、①CO<sub>2</sub>削減計画策定支援で決定した工場・事業場の脱炭素化のための計画を実行したい



環境省





事業者が取り組む「脱炭素化のステップ」に対応した 2種類の補助事業「①CO2削減計画策定支援」「②省CO2型設備更新支援」を展開。工場・事業場の規模や状況に合わせて必要な支援を選ぶことができます。

1 削減余地の把握・対策検討

工場・事業場のCO2排出状況等の現状を調査しCO2削減余地を把握し、効果的な対策を検討します。

2 実施計画の策定

対策の実施方法、実施時期、収支計画、実施体制等をまとめ、CO2削減目標を達成するための実施計画を作成します。

3 対策実施

実施計画に従い対策を実施します。

CO2削減目標達成

目標年度におけるCO2削減目標の達成状況を確認します。

① CO2削減計画策定支援

CO2削減余地診断経験の豊富な支援機関が工場・事業場の現状と課題を整理し、対策の提案を行います。CO2削減目標を明示した「CO2削減計画」の作成を支援します。

応募要件

年間CO2排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等\*

\*中小企業等は、中小企業基本法第2条に定められる中小企業（個人、個人事業主を除く）の物、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人、社会福祉法人、医療法人、協賛会等、一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人、公益財団法人、その他関係機関の承認を要するCO2削減計画の策定を要します。

補助対象

CO2削減余地診断およびCO2削減計画の策定支援に係る委託料等（人件費、業務費、一般管理費）。

交付決定前に発生した経費や、本事業への申請手続きに係る経費、経常的な運営経費は対象外です。

\*DX型計画策定支援では、DXシステム構築及び保守費用も補助対象です。なお、データの維持管理に要する費用（ランニングコスト）は、補助対象外経費となります。

補助率及び補助金の上限額

補助対象経費の4分の3と補助金の上限額のうち、低い額が支給されます。

Table with 3 columns: 支援内容, 診断範囲, 補助金の上限額. Rows include A/B事業向け支援, C事業向け支援, DX型計画策定支援.

※A/B事業及びC事業は、省CO2型設備更新支援のA事業、B事業、C事業のこと。A/B事業向け支援を受けた場合は、省CO2型設備更新支援A/B事業（またはC事業）の優先採択の対象となる。

※DX型計画策定支援とは、工場・事業場へDXシステム（少なくとも1種類以上のエネルギー使用管理システム）を導入し、その計画結果に基づき、運用改善等を含む実施計画策定の支援を行うもの。

【事業連携】優先採択
①CO2削減計画策定支援の採択事業者は、策定したCO2削減計画を利用することで、②省CO2型設備更新支援の優先採択の対象となります。

成果物

以下の「CO2削減計画」一式

- (1) 診断報告書：工場・事業場のエネルギー使用量、課題、対策提案等をまとめた報告書（C事業向け支援を除く）
(2) 実施計画書：選定した対策のCO2削減効果等をまとめ、実施時期・実施方法を示す計画書
(3) 算定報告書：基準年度CO2排出量（過去3年間の平均値）を算定する報告書

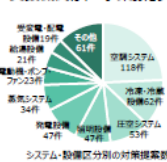
支援機関

「支援機関」とは、SHIFT事業の①CO2削減計画策定支援において事業者の工場・事業場の脱炭素化に向けた計画策定を支援する事業者です。SHIFT事業の支援機関として申請及び登録されている事業者のみが「支援機関」となります。

「CO2削減計画」は②省CO2型設備更新支援を利用しなくても構いません。他の補助制度や自主的な取組に活用して下さい。

令和3年度及び令和4年度の参加事業の傾向

令和3年度及び令和4年度では、72事業が①CO2削減計画策定支援を受けました（工場：35件、事業場：37件）。支援機関は、1事業あたり平均7対策を提案しています（最終的に事業者が「実施する」と判断した対策で実施計画を策定）。



支援を受けた事業者の声

CO2削減ポテンシャル診断を受けたことがあり、とても効果的であった。今回は別の工場・事業場でも同様の診断計画策定支援を受けたという思い、応募した。省エネや脱炭素化を専業とする者が社内にはいないので、外部の専門家に協力してもらい、具体的な対策の検討ができた。S&T協会の取得も検討したい。

計画されたCO2削減対策の例

- 空調設備の更新（取水温水機からヒートポンプ方式へ）
高気圧ボイラ/燃焼炉の更新（重油/灯油式からガス式へ）
給湯設備の更新（温水ボイラからヒートポンプ給湯機へ）
太陽光発電設備の導入
高気圧配管の断熱、蒸気戻しの回収
空気圧縮機の圧力低減、エアー漏れ防止対策の実施、など

② 省CO2型設備更新支援

「CO2削減計画」に基づく設備更新に対して3つの支援メニューにより補助金を交付します。

応募要件

年間CO2排出量50t以上の工場・事業場に対してCO2削減計画を策定済みである事業者（①CO2削減計画策定支援を利用しなくても、指定の様式を用いて事業者がCO2削減計画を策定する場合も含まれます。）

工場・事業場の所有者と補助対象設備の所有者が異なる場合は、共同申請となります。

補助対象

以下の対象設備機器の導入・更新に係る経費（工事費、設備費、測量・試験費等）。交付決定前に発生した経費や、既存設備の撤去・移設・廃棄、本事業への申請手続きに係る経費、経常的な運営経費は対象外です。

(1) エネルギー使用設備機器



高効率化あるいは電化・燃料低炭素化した高効率・高効率設備機器や生産設備

(2) エネルギー供給設備機器



低炭素燃料供給設備 および発電設備 再生可能エネルギー発電設備、太陽光発電設備、コジェネ発電設備（発電設備、熱供給設備は100%再生消費する場合に限る）

補助率及び補助金の上限額

Table with 5 columns: 事業の種類, 事業概要, 要件, 補助率, 補助金の上限額. Rows include A.標準事業, B.大規模電化・燃料転換事業, C.中小企業事業.

※要件を満たす場合は、A事業およびB事業の併用可

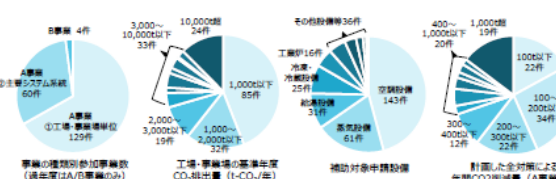
※主要なシステム系統とは、工場・事業場に存在する【機器本体+付属設備】を基本とする多様なシステム系統のうち、事業者が主要と考えたシステム系統のこと。対象範囲を明確にすることを条件に、事業者が任意で定義する。

排出量取引による善美な目標達成

採択事業者は設備導入が完了した翌年度にあたる削減目標年度のCO2排出量を報告して、CO2排出量実績に相当する排出枠を確保することで削減目標を達成します。CO2排出量実績に比べ排出枠が不足している場合は、排出量取引（自己負担）により補填します。この排出量取引ではJ-クレジット等の外部クレジットも利用できます。（A/B事業とC事業では方法が異なります。）

令和3年度及び令和4年度の参加事業の傾向

令和3年度及び令和4年度では、193事業が②省CO2型設備更新支援を受けました（工場：81件、事業場：112件）。



補助対象対策の例

- 空調設備の更新
蒸気ボイラの更新（重油からガスへ）
給湯設備の更新（ヒートポンプ/ガス併用）
冷凍冷蔵ジョークースの更新
射出成形機の更新（油圧式から電動式へ）
太陽光発電設備の導入

## ③事業活動支援

No.	事業名称	ページ
12	事業再構築補助金	27

R4年度  
補正

新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再編構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

### 事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

## 企業の思い切った事業再構築を支援

### 対象

新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します！

#### \* 必須要件

- ①事業計画について認定経営革新等支援機関や金融機関の確認を受けること。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加の達成。

#### 【成長枠】

- 必須要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。
- ①取引組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態に属していること。
  - ②事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること。

補助額	従業員数20人以下	100万円～2,000万円	補助率	中小企業1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3）
	従業員数21～50人	100万円～4,000万円		中堅企業1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2）
	従業員数51～100人	100万円～5,000万円		
	従業員数101人以上	100万円～7,000万円		

※事業終了時点で、①事業場内最低賃金+45円、②給与支給総額+6%を達成すること。

#### 【グリーン成長枠】

必須要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。

#### <エントリー>

- ①グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する1年以上の研究開発・技術開発又は従業員の5%以上に対する年間20時間以上の人材育成をあわせて行う。

②事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること。

補助額	中小企業（20人以下）	100万円～4,000万円	補助率	中小企業1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3）
	中小企業（21～50人）	100万円～6,000万円		中堅企業1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2）
	中小企業（51人～）	100万円～8,000万円		
	中堅企業	100万円～1億円		

#### <スタンダード>

- ①グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の10%以上に対する年間20時間以上の人材育成をあわせて行う。
- ②事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること。

補助額	中小企業	100万円～1億円	補助率	中小企業1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3）
	中堅企業	100万円～1.5億円		中堅企業1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2）

※事業終了時点で、①事業場内最低賃金+45円、②給与支給総額+6%を達成すること。

【卒業促進枠】※成長枠又はグリーン成長枠に申請する事業者が申請可能。大規模賃金引上促進枠と併用不可。補助事業終了後3～5年で中小企業・特定事業者・中堅企業の規模から卒業すること。

補助額	成長枠・グリーン成長枠の補助額に準じる。	補助率	中小企業1/2 中堅企業1/3
-----	----------------------	-----	--------------------

【大規模賃金引上促進枠】※成長枠又はグリーン成長枠に申請する事業者が申請可能。卒業促進枠と併用不可。補助事業終了後3～5年の間に、①事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げる、②従業員数を年率平均1.5%以上増やすこと。

補助額	3,000万円	補助率	中小企業1/2 中堅企業1/3
-----	---------	-----	--------------------

経済産業省



#### 【産業構造転換枠】

必須要件を満たし、かつ以下のいずれかの要件を満たすこと。

- ①過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属しており、当該業種・業態とは別の業種・業態の新規事業を実施すること。
- ②地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内生産産額の10%以上が失われると見込まれる地域で事業を実施しており、その基幹大企業との直接取引額が売上高の10%以上を占めること。

補助額	従業員数20人以下	100万円～2,000万円	補助率	中小企業2/3
	従業員数21～50人	100万円～4,000万円		中堅企業1/2
	従業員数51～100人	100万円～5,000万円		
	従業員数101人以上	100万円～7,000万円		

※廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000万円上乗せ

#### 【サプライチェーン強靱化枠】

必須要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。

- ①取引先から国内での増産要請があること（事業完了後、具体的な商談が進む予定があるもの）。
- ②取引組む事業者が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態に属していること。
- ③交付決定時点で、設備投資する事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高いこと。ただし、新規立地の場合は、当該事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高くなる雇用計画を示すこと。
- ④事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること。
- ⑤その他、FDX推進指標の自己診断結果をIPAに対して提出していること、IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★★二つ星」の宣言を行っていること、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言を公表していること。

補助額	100万円～5億円（建物費がない場合は3億円）	補助率	中小企業1/2 中堅企業1/3
-----	-------------------------	-----	--------------------

#### 【最低賃金枠】

必須要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。

- ①2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。

②2021年10月から2022年8月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること。

補助額	従業員数5人以下	100万円～500万円	補助率	中小企業3/4
	従業員数6～20人	100万円～1,000万円		中堅企業2/3
	従業員数21人以上	100万円～1,500万円		

#### 【物価高騰対策・回復再生応援枠】

必須要件を満たし、かつ以下①又は②のどちらかを満たすこと。

- ①2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。
- ②中小企業活性化協議会等から支援を受け再生計画等を策定していること。

補助額	従業員数5人以下	100万円～1,000万円	補助率	中小企業2/3（従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは3/4）
	従業員数6～20人	100万円～1,500万円		中堅企業1/2（従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは2/3）
	従業員数21～50人	100万円～2,000万円		
	従業員数51人以上	100万円～3,000万円		

### 中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

#### 飲食業

##### 弁当販売

⇒オフィス勤務の方向けの弁当販売を行う事業者が、高齢者向けの食事宅配事業を開始。

#### 小売業

##### 衣服販売業

⇒衣料品の店舗販売のみ行っていた事業者が、ネット販売を開始し、全国に商品販売。

#### 製造業

##### 半導体製造装置部品製造

⇒半導体製造装置の技術を活用した海上風力設備の部品製造を新たに開始。

#### 補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出席等）、研修費（教育訓練費等）等  
【注】補助対象企業の従業員の人員費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

お問い合わせ 事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00～18:00（日祝日を除く）】  
<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

※申請には、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。発行に時間を要する場合がありますので、未取得の方は、速やかに利用登録を行ってください。

- ⇒ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>
- ※認定経営革新等支援機関を探索の際は、検索システムをご活用ください。
- ⇒ [https://ninteishien.force.com/NSK\\_CertificationArea](https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea)



事業再構築補助金事務局HP



&lt; 令和4年度第2次補正予算 &gt; (令和5年4月時点版)

# 事業の再構築に 取り組む皆様へ

## 事業再構築補助金のご案内

- ✓ 大胆な賃上げや、グリーンを含む成長分野への再構築、規模拡大を促進
- ✓ 市場規模が縮小する業種・業態等からの転換を支援
- ✓ 新型コロナ・物価高騰等により業況が厳しい事業者も引き続き支援

詳しくは裏面

## 事業再構築補助金

- \* 成長分野への転換を図る事業者(成長枠)について、グリーン成長枠と同様に売上高減少要件を撤廃します。また、大胆な賃上げに取り組む場合に更なるインセンティブ(補助率・補助上限の引上げ)を措置し、賃上げを強力に支援します。
- \* グリーン成長枠について、要件を緩和した類型を創設し、使い勝手を高めます。
- \* 市場規模が縮小する業種・業態からの転換や、円安を活かした国内回帰を図る事業者を支援する特別枠を創設します。
- \* 物価高騰等で業況が厳しい事業者や最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者への高い補助率での支援を継続します。

- \* 対象要件: ①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと  
②補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3~5%(申請類型により異なる)以上増加等

- \* 対象経費: 建物費、機械装置・システム構築費、研修費、廃業費等(一部の経費には制限あり)

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
成長枠 (成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者向け)	2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円(※2)	中小1/2 中堅1/3
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者向け)	<エントリー> 中小:4,000万円、6,000万円、 8,000万円(※2) 中堅1億円  <スタンダード> 中小:1億円、中堅:1.5億円	中小1/2 中堅1/3
産業構造転換枠 (国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け)	2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円(※2) 廃業を伴う場合2,000万円上乗せ	中小2/3 中堅1/2
サプライチェーン強靱化枠 (海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者向け)	最大5億円	中小1/2 中堅1/3
物価高騰対策・回復再生応援枠 (業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者向け)	1,000万円、1,500万円、 2,000万円、3,000万円(※2)	中小2/3(一部3/4) 中堅1/2(一部2/3)
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者向け)	500万円、1,000万円、 1,500万円(※2)	中小3/4 中堅2/3

(※1) 補助下限額は100万円、(※2) 従業員規模により異なる

更なる支援措置 (成長枠とグリーン成長枠のみ対象)

【規模拡大】補助事業終了後3~5年で中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者の上限上乗せ

【賃上げ】①継続的な賃金引上げ及び従業員の増加に取り組む事業者の上限上乗せ

②補助事業期間内に賃上げ要件を達成した場合、補助率を中小2/3、中堅1/2に引上げ

参考 業況の厳しい事業者が行う事業再構築を人材の育成・確保の面から効果的に促すため、令和5年度より厚生労働省において産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース)を創設しました。(厚生労働省ホームページURL及びQRコード)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/sankokinjigyousaikouchiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinjigyousaikouchiku.html)



お問い合わせ先  
事業再構築補助金 コールセンター  
<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

現在の公募→  
情報はこちら



**事業再構築補助金**

**申請受付中**

事業者のみならず  
**事業再構築に挑戦しよう!**

フレフレ～  
事業再構築～

頑張る企業を  
応援します!

アクセルジャパン  
アンバサダー ヒロミ

思い切った事業再構築にチャレンジする  
**中小企業等**を応援します!

大胆な賃上げや、  
グリーンを含む  
成長分野への再構築、  
規模拡大を促進

市場規模が縮小する  
業種・業態等からの  
転換を支援

新型コロナ・物価高騰  
等により業況が  
厳しい事業者も  
引き続き支援

経済産業省

## 事業再構築補助金

- 成長分野への転換を図る事業者（成長枠）について、グリーン成長枠と同様に売上高減少要件を撤廃します。また、大胆な賃上げに取り組む場合に更なるインセンティブ（補助率・補助上限の引上げ）を措置し、賃上げを強力に支援します。
- グリーン成長枠について、要件を緩和した類型を創設し、使い勝手を高めます。
- 市場規模が縮小する業種・業態からの転換や、円安を活かした国内回帰を図る事業者を支援する特別枠を創設します。
- 物価高騰等で業況が厳しい事業者や最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者への高い補助率での支援を継続します。



**対象要件** ①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと  
②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年平均3～5%（申請類型により異なる）以上増加等

**対象経費** 建物費、機械装置・システム構築費、研修費、廃業費等（一部の経費には制限あり）

申請類型	補助上限額（※1）	補助率
<b>成長枠</b> (成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者向け)	2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円（※2）	中小1/2 中堅1/3
<b>グリーン成長枠</b> (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者向け)	● エントリー 中小: 4,000万円、6,000万円、 8,000万円（※2）、中堅: 1億円  ● スタンダード 中小: 1億円、中堅: 1.5億円	中小1/2 中堅1/3
<b>産業構造転換枠</b> (国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け)	2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円（※2） 廃業を伴う場合2,000万円上乗せ	中小2/3 中堅1/2
<b>サプライチェーン強靱化枠</b> (海外で製造する部品等の国内回帰を並め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者向け)	5億円	中小1/2 中堅1/3
<b>物価高騰対策・回復再生応援枠</b> (業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者向け)	1,000万円、1,500万円、 2,000万円、3,000万円（※2）	中小2/3（一部3/4） 中堅1/2（一部2/3）
<b>最低賃金枠</b> (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者向け)	500万円、1,000万円、 1,500万円（※2）	中小3/4 中堅2/3

（※1）補助上限額は100万円。（※2）従業員規模により異なる

**更なる支援措置**（成長枠とグリーン成長枠のみ対象）

- **規模拡大** 補助事業終了後3～5年で中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者の上限上乗せ
- **賃上げ** ①継続的な賃上げ及び従業員の増加に取り組む事業者の上限上乗せ  
②補助事業期間内に賃上げ要件を達成した場合、補助率を中小2/3、中堅1/2に引上げ

問合せ

事業再構築補助金事務局コールセンター  
(ナビダイヤル) 0570-012-088 (IP電話用) 03-4216-4080

現在の公衆→  
情報はこちら





## 事業再構築補助金（令和4年度第二次補正予算）の全体像

類型	最低賃金枠	物価高騰対策・回復再生応援枠	産業構造転換枠	成長枠	グリーン成長枠		サプライチェーン強靱化枠
					エントリー	スタンダード	
対象	最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な事業者	業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者	国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者	成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者		海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者
補助上限	最大 1,500万円	最大 3,000万円	最大 7,000万円	最大 7,000万円	最大 8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)	最大 5億円
補助率	3/4	2/3 (一部3/4)	2/3	1/2 (大規模賃上げ達成で2/3へ引上げ)		1/2	

業況が厳しい事業者向け

賃上げ等へのインセンティブ

- 大規模賃金引上：上限3,000万円上乘せ
- 中小企業等からの卒業：上限を2倍に引上げ

## 事業再構築補助金の見直し・拡充（令和4年度第二次補正予算）

### 1. 成長枠の創設

新設

市場規模が10%以上拡大する業種・業態への転換を支援する「成長枠」を創設する。

### 2. グリーン成長枠の拡充

見直し

グリーン成長枠について、研究開発等の要件を緩和した類型「エントリー」を創設する。

### 3. 大幅賃上げ・規模拡大へのインセンティブ

新設

大胆な賃上げや、中小企業等からの卒業に取り組む場合、更なるインセンティブ（補助率・補助上限の引き上げ）を措置する。

### 4. 産業構造転換枠の創設

新設

市場規模の縮小により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者を重点的に支援する産業構造転換枠を創設する。

### 5. サプライチェーン強靱化枠の創設

新設

海外で製造する製品・部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者を支援するサプライチェーン強靱化枠を創設する。

### 6. 業況が厳しい事業者への支援

見直し

継続

コロナや物価高等により業況が厳しい事業者や、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者を引き続き手厚く支援する。

### 7. 一部申請類型における複数回採択

継続

新設

グリーン成長枠に加え、産業構造転換枠及びサプライチェーン強靱化枠についても、所定の要件を満たした場合、2回目の申請を認める。

## ④税制優遇等

No.	事業名称	ページ
13	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	33
14	環境エネルギー対策資金	34
15	各種賃上げ制度のご案内	35
16	資金繰り支援のご案内	39
17	業務改善助成金	40

脱炭素効果を持つ製品の生産設備や、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備を導入する事業者を支援します。補助金との併用が可能です。



## カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。
- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、**①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備**の導入に対して、**最大10%の税額控除又は50%の特別償却を新たに措置**※する。

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

制度概要

【適用期限：令和5年度末まで】

	①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入	②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入
対象	<p>○エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与が見込まれる製品の生産に専ら使用される設備 ※対象設備は、機械装置。</p> <p>&lt;措置内容&gt; 税額控除10%又は特別償却50%</p> <p>&lt;製品イメージ&gt;</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【化合物パワー半導体】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【燃料電池】</p> </div> </div>	<p>○事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要となる設備（※） ※導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上することが必要 ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。</p> <p>&lt;炭素生産性の相当程度の向上と措置内容&gt; 3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50% 3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%</p> <p>&lt;計画イメージ&gt;</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【外部電力からの調達】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【エネルギー管理設備】</p> </div> </div>

出典元：エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）の申請方法・審査のポイント

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku\\_kyoka/cnpoint.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/cnpoint.pdf)

非化石エネルギー設備や省エネルギー設備を導入するために必要な設備資金を融資します。

#### ● 非化石エネルギー関連

ご利用いただける方	非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する方
資金のお使いみち	「ご利用いただける方」に該当する方が、非化石エネルギーを導入する施設を取得（改造、更新を含む。）するために必要な設備資金
融資限度額	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円
ご返済期間	20年以内<うち据置期間2年以内>
利率（年）	基準利率 ただし、4億円を限度として下記1の設備を取得する場合、特別利率④ 4億円を限度として下記2の設備を取得する場合、特別利率④ ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。
特別利率対象設備	1. 非化石エネルギーの場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発電設備（風力、地熱・水力およびバイオマスエネルギーに限る）</li> <li>● 熱利用設備（温度差エネルギー、バイオマスエネルギーおよび雪氷に限る）</li> <li>● 燃料製造設備（バイオマスエネルギーに限る）</li> </ul> 2. 非化石エネルギー <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発電設備（太陽光（発電出力10kW以上の自家消費型発電設備）に限る）</li> <li>● 熱利用設備（地中熱および太陽熱に限る）</li> </ul>
担保・保証人等	● 担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ● 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
融資のお申込み	直接貸付 日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みください。 代理貸付 日本公庫中小企業事業の代理店の窓口にお申し込みください。

#### ● 省エネ設備関連

ご利用いただける方	法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するための同種の新たな設備であって、一定の要件を満たした設備
資金のお使いみち	省エネルギーに資することが見込まれる設備を取得（更新・増強を含む。）するために必要な設備資金
融資限度額	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円
ご返済期間	20年以内<うち据置期間2年以内>
利率（年）	基準利率-0.65% ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。
担保・保証人等	● 担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ● 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
融資のお申込み	直接貸付 日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みください。 代理貸付 日本公庫中小企業事業の代理店の窓口にお申し込みください。

出典：日本政策金融公庫HP（[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15\\_kankyoutaisaku\\_t.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html)）



積極的な賃上げを支援するため、賃上げ税制を抜本的に拡充。あわせて、各種補助金について、補助上限や補助率を上乗せする措置を講じました。

< 令和4年度第2次補正予算 > (令和4年12月時点版)

# 大胆な賃上げに 取り組む皆様

## 各種賃上げ支援制度のご案内

- 雇用者全体の給与や教育訓練費の増加分の一部を法人税額から控除できます。(賃上げ促進税制)
- 賃上げによって、各種補助金の補助率や補助上限が引き上げられるインセンティブが得られます(事業再構築補助金、ものづくり補助金、事業承継・引継ぎ補助金)
- 事業場内で最も低い賃金の引上げを図る企業の生産性向上に向けた取組みを支援します(業務改善助成金)

詳しくは裏面へ

本紙は「令和4年度第2次補正予算事業」の制度概要をご紹介します。準備が整い次第公募を開始しますので、公募情報はホームページでご確認ください。

経済産業省 中小企業庁 厚生労働省

チラシのダウンロードはこちら↑

### <中小企業向け 賃上げ促進税制>

- 雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大40%を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。
- 雇用者全体の給与等支給額を前年度比で1.5%以上増加させた場合は15%税額控除、2.5%以上増加させた場合は30%税額控除できます。
- 教育訓練費を前年度比で10%以上増加させた場合は、追加で10%税額控除できます。



問合先 中小企業税制サポートセンター 03-6281-9821

↑詳細はこちら

### <事業再構築補助金>

- 事業概要：新分野展開や業態転換等に係る設備投資等を補助します。

上限	成長枠	グリーン成長枠	
		エントリー	スタンダード
	最大7,000万円	最大8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)
補助率	中小	1/2 (大規模賃上げ達成で2/3)	
	中堅	1/3 (大規模賃上げ達成で1/2)	

事業終了後3~5年の間に一定水準以上の賃上等で、**上限3,000万円上乗せ**



問合先 事業再構築補助金コールセンター：0570-012-088

↑現在の公募情報はこちら

### <ものづくり・商業・サービス補助金>

- 事業概要：革新的製品・サービスの開発やプロセス改善等に係る設備投資を支援します。
- 補助上限：最大4,000万円等  
一定の賃上げで**上限額を最大1,000万円引上げ**
- 補助率：中小1/2~2/3



問合先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-8880-4053

↑現在の公募情報はこちら

### <事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)>

- 事業概要：事業承継やM&Aに係る設備投資等を支援します。
- 補助上限：最大600万円  
一定の賃上げで**上限額を最大800万円まで引上げ**
- 補助率：1/2~2/3



問合先 事業承継・引継ぎ補助金事務局(経営革新事業)：050-3615-9053

↑現在の公募情報はこちら

### <業務改善助成金>

- 事業概要：生産性向上に資する設備投資などを実施し、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げる場合に、その設備投資などに要した費用の一部を支援します。
- 補助上限、補助率：最大600万円、3/4~9/10  
**事業場規模30人未満の事業者について補助上限額を引上げ等**



問合先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

↑詳細はこちら



# 賃上げ応援団!

いくぞ  
賃上げ〜

頑張る企業を応援します!

アクセルジャパン  
アンバサダー ヒロミ

**賃上げに取り組む企業を応援する様々な制度があります!**  
**ぜひご活用ください!**

**賃上げ促進税制**

従業員の給与や教育訓練費を増加させた場合に法人税額の一部を控除できます。

**事業再構築補助金  
ものづくり補助金  
事業承継・引継ぎ補助金**

大胆な賃上げに取り組んだ場合、補助率や補助上限が引き上げられます。

**業務改善助成金**

最低賃金の上げのための、生産性向上の取組みを支援します。

### 中小企業向け 賃上げ促進税制

- 給与等支給額の増加額の最大40%を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。
- 給与等支給額を前年度比で1.5%以上増加させた場合は15%税額控除、2.5%以上増加させた場合は30%税額控除できます。
- 教育訓練費を前年度比で10%以上増加させた場合は、追加で10%税額控除できます。

詳しくはこちら

問合せ先 中小企業税制サポートセンター: 03-6281-9821

アクセルジャパン  
アンバサダー ヒロミ

※以下、赤文字の箇所は令和4年度第2次補正予算での拡充内容

### 事業再構築補助金

新分野展開や業態転換等に係る設備投資等を補助します。

	成長枠	グリーン成長枠	
		エントリー	スタンダード
上限	最大7,000万円	最大8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)
補助率	中小	1/2 (大規模賃上げ達成で2/3)	
	中堅	1/3 (大規模賃上げ達成で1/2)	

事業終了後3~5年の間に一定水準以上の賃上等  
 上限3,000万円上乗せ

問合せ先  
 事業再構築補助金  
 事務局コールセンター  
 0570-012-088

公募情報

### ものづくり・商業・サービス補助金

革新的製品・サービスの開発やプロセス改善等に係る設備投資を支援します。

補助上限: 最大4,000万円等  
一定の賃上げで上限額を最大1,000万円引上げ  
補助率: 1/2~2/3

問合せ先  
 ものづくり補助金  
 事務局サポートセンター  
 050-8880-4053

公募情報

### 事業承継・引継ぎ補助金 (経営革新事業)

事業承継やM&Aに係る設備投資等を支援します。

補助上限: 最大600万円  
一定の賃上げで上限額を最大800万円まで引上げ  
補助率: 1/2~2/3

問合せ先  
 事業承継・引継ぎ補助金  
 事務局 (経営革新事業)  
 050-3615-9053

公募情報

### 業務改善助成金

設備投資などを実施し、一定額以上事業場内の最低賃金を引き上げる場合に、その設備投資などに要した費用の一部を支援します。

補助上限、補助率: 最大600万円、3/4~9/10  
 事業場規模30人未満の事業者について補助上限額を引上げ等

問合せ先  
 業務改善助成金コールセンター  
 0120-366-440

詳しくはこちら

賃上げを実施した企業の取組事例や、各地域の平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃上げのために参考となる情報を掲載しています!

**賃上げ特設ページはこちら!**

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>

アクセルジャパン アンバサダー ヒロミ



## 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

### 1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金	業務改善助成金	検索
問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440 (平日 8:30~17:15) 又は都道府県労働局雇用環境・均等部 (空)		
事業場内で最も低い時間給 (事業場内最低賃金) を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等 (機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング) を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。		

② キャリアアップ助成金	キャリアアップ助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク		
有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際にも活用することができます。		

③ 中小企業向け賃上げ促進税制	賃上げ促進税制	検索
問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター		
青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額 (又は所得税額) から控除できる制度です。		

④ 企業活力強化貸付 (働き方改革推進支援資金)	働き方改革推進支援資金	検索
問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505		
事業場内で最も低い賃金 (事業場内最低賃金) の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。		

### 2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置	先端設備等導入計画	検索
問い合わせ先：<先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課 <税制について> 中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：03-6281-9821(平日 9:30~12:00、13:00~17:00) <制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課 (イノベーション課) 電話：03-3501-1816		
中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。		

⑥ 中小企業等経営強化法 (経営力向上計画)	経営力向上計画	検索
問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1957(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)		
中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。		

⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例 (経営強化税制)	経営強化税制	検索
問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821 (平日 9:30~12:00、13:00~17:00)		
中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10% (資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%) の税額控除を選択適用することができます。		(⑥と同じ) 

⑧ 事業再構築補助金	事業再構築補助金	検索
問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター 受付時間：9:00~18:00 (日祝日を除く) 電話番号：<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP 電話用> 03-4216-4080		
ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内復帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。		

⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	ものづくり補助金	検索
問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053 (平日 10:00~17:00)		
中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。		

⑩ 小規模事業者持続化補助金	持続化補助金	検索
問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方> 全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URL をご参照ください。https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ <商工会議所の管轄地域で事業を営む方> 日本商工会議所 電話：03-6632-1502		
小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。		(商工会地区) (商工会議所地区) 

⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金	IT 導入補助金	検索
問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-424		
中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。		

⑫ 事業承継・引継ぎ補助金	事業承継・引継ぎ補助金	検索
問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 (経営革新事業)：050-3615-9053 (専門家活用事業/産業・再チャレンジ事業)：050-3615-9043		
事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。		




## 3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 下請ガイドライン 検索

問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669


親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。



⑭ パートナーシップ構築宣言 パートナーシップ構築宣言 検索

問い合わせ先：＜「宣言」の内容について＞ 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765  
＜「宣言」の提出・掲載について＞（公財）全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688


下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。



⑮ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 官公需基本方針 検索

問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669


「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



⑯ 官公需情報ポータルサイト 官公需ポータルサイト 検索

問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。




## 4. 資金繰りに関する支援

⑰ セーフティネット貸付制度 セーフティネット貸付 検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505  
沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795


一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。



⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） マル経融資 検索

問い合わせ先：事業所の所在する地区の商工会・商工会議所  
日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。




## 5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑲ 建設事業主等に対する助成金 建設事業主等に対する助成金 検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク


中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（人材開発支援助成金）、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」を支給します。



⑳ 人材確保等支援助成金 人材確保等支援助成金 検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク


事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。



㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域雇用開発助成金 検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク


雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。



㉒ 人材開発支援助成金 人材開発支援助成金 検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。




## 6. 相談窓口・各種ガイドライン

㉓ よろず支援拠点 よろず支援拠点 検索

問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点


中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。



㉔ 下請かけこみ寺 下請かけこみ寺 検索

問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会  
各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618


中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。



㉕ 働き方改革推進支援センター 働き方改革 特設サイト 検索

問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター


働き方改革推進支援センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談や同一労働同一賃金に関する相談、長時間労働削減に関する相談など、働き方改革に向け様々な課題を抱えている事業主の皆さまに対して、労務管理の専門家等が無料でアドバイスを行っています。



㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 ミラサポ plus 検索

問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。



各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>

都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧





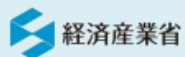
(令和5年3月時点版)

# 資金繰りに お悩みの皆様へ

## 資金繰り支援のご案内

- ✓ 低利・無担保融資  
を令和5年9月末まで実施
- ✓ 資本性劣後ローン  
を令和5年9月末まで実施
- ✓ 借換保証制度を創設
- ✓ セーフティネット貸付  
を令和5年9月末まで実施

詳しくは裏面



チラシのダウンロードはこちら↑

## 資金繰り支援

日本政策金融公庫による制度

### 低利・無担保融資

- \* 制度概要：当初3年間は基準金利から0.9%引き下げた融資制度
- \* 対象者：新型コロナの影響で、売上が5%以上減少した者  
新型コロナの影響で、債務負担が重い事業者（債務償還年13年以上）
- \* 開始時期：受付中
- \* 低利上限：（中小企業事業）4億円、（国民生活事業）6,000万円
- \* 貸付期間：運転資金20年以内、設備資金20年以内
- \* 据置期間：最大で5年

### 資本性劣後ローン

- \* 制度概要：資産査定上「資本」とみなすことができ、民間金融機関の支援が受けやすくなる融資制度
- \* 対象者：新型コロナの影響により、キャッシュフローが不足する企業や一時的に財務状況が悪化したため企業再建等に取り組む企業
- \* 開始時期：受付中
- \* 融資上限：（中小企業事業）10億円、（国民生活事業）7,200万円
- \* 貸付期間：5年1か月、7年、10年、15年、20年 ※元本は、期限一括償還

### セーフティネット貸付

- \* 制度概要：基準金利から0.4%引き下げた融資制度
- \* 対象者：ウクライナ情勢・原油価格上昇の影響で、利益率が減少した者
- \* 開始時期：受付中
- \* 融資上限：（中小企業事業）7億2千万円、（国民生活事業）4,800万円
- \* 貸付期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内
- \* 据置期間：最大で3年

(お問い合わせ先) 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル (0120-154-505)

### 民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための保証制度

- \* 制度概要：民間ゼロゼロ融資に加え、他の保証付融資や新たな資金需要にも対応できる借換保証制度
- \* 対象者：売上または利益が5%以上減少した者であり、経営行動計画書を作成のもと、金融機関による継続的な伴走支援を受ける者
- \* 開始時期：受付中
- \* 融資上限：1億円
- \* 保証料：0.2%等
- \* 保証期間：最大で10年
- \* 据置期間：最大で5年

(お問い合わせ先) 中小企業庁金融課 (03-3501-2876)

## 業務改善助成金（通常コース）のご案内

「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

## 業務改善助成金（通常コース）とは

※申請期限：令和5年3月31日  
(事業完了期限：令和5年3月31日)事業内最低賃金の  
引き上げ設備投資等  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など業務改善助成金  
を支給

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。  
この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

## 改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

## 助成上限額・助成率

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額		助成率	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者 A	870円未満	9/10
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	870円未満	9/10
		2~3人	50万円	90万円	870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
		4~6人	70万円	100万円	920円以上	3/4 (4/5)
		7人以上	100万円	120万円		
		10人以上*	120万円	130万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円		
		2~3人	70万円	110万円		
		4~6人	100万円	140万円		
		7人以上	150万円	160万円		
		10人以上*	180万円	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円		
		2~3人	90万円	160万円		
		4~6人	150万円	190万円		
		7人以上	230万円	230万円		
		10人以上*	300万円	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円		
		2~3人	150万円	240万円		
		4~6人	270万円	290万円		
		7人以上	450万円	450万円		
		10人以上*	600万円	600万円		

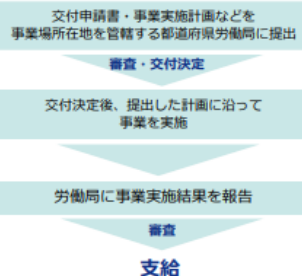
※10人以上の上限額区分は、＜特例事業者＞（裏面参照）が対象です。

## 助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

・ ()内は生産性要件を満たした事業場の場合  
・ 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## 助成金支給の流れ



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

## 対象となる事業者

一般事業者：次のどちらにも該当する事業場

- ①日本国内に事業場を設置している中小企業事業者
- ②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

特例事業者：一般事業者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する事業場

また、②または③に該当すると助成対象経費が拡大します。

- ①事業場内最低賃金920円未満の事業場
- ②売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ③原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

## 助成対象経費の例

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

一部の  
特例事業者は  
助成対象経費が  
拡大されます！

## 助成対象経費が拡大！

特例事業者のうち、②または③の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

生産性向上に資する設備投資	・ 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等 ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入
---------------	--

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。B

関連する経費	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など
--------	-------------------------------

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



## ＜生産性向上に資する設備投資＞

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配達できるようデリバリー用3輪バイクを導入

## ＜関連する経費＞

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施  
関連する経費とは  
生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



## 注意事項・お問い合わせ

## 注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、令和5（2023）年3月31日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30~17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

## 〔参考〕働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組み、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索

業務改善助成金 検索



# 参考資料

No.	事業名称
参考1	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業
参考2	経済産業省と環境省のZEH補助金
参考3	こどもエコすまい支援事業
参考4	先進的窓リノベ事業
参考5	給湯省エネ事業





令和5年度  
経済産業省による  
ネット・ゼロ・エネルギー・ビル  
**ZEB実証事業について**



本事業はZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の構成要素となる、高性能建材や高性能設備機器等の導入に際して、その情報の提供等に同意する事業者に対し、費用の一部を補助するものです。

- 目的** ZEB設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物(新築:10,000㎡以上、既存建築物:2,000㎡以上)について、先進的な技術等の組み合わせによるZEBの実現を通じ、その運用実績の蓄積・公開・活用を図ることを目的とする事業です。
- 補助率等** 補助率:補助対象経費の**2/3以内** 補助金額の上限:**5億円/年**
- 公募期間(一次公募)** **2023年5月8日(月)~2023年6月5日(月)17:00締切**



**登録制度について**

**ZEBプランナー(フェーズ2)**

**ZEBプランナーとは**

●ZEBプランナーとは、一般に向けて広くZEB化実現に向けた相談窓口を有し、業務支援(建築設計、その他設計、コンサルティング等)を行い、その活動を公表するものです。

ZEBプランナー登録数  
**全国で561件**  
(2023年3月末時点)



**ZEBリーディング・オーナー**

**ZEBリーディング・オーナーとは**

●ZEBリーディング・オーナーとは、自らのZEB普及目標やZEB導入計画、ZEB導入実績を一般に公表する先導的建築物のオーナーのことであり、SIIのホームページを通じ、一般に対して公表されます。

ZEBリーディング・オーナー登録建物数  
**全国で535件**  
(2023年3月末時点)



**ZEBとは** 「ZEBロードマップ検討委員会」とりまとめ(2015年12月)「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会」とりまとめ(2019年3月)(経済産業省 資源エネルギー庁)により、ZEBについて以下の定義が示されました。

■ZEBの判断基準(定量的な定義)

ZEBは、以下の定量的要件を満たす建築物とされています。

名称	基準値からの削減率	
	創エネ除く	創エネ含む
[ZEB]		100%以上
Nearly ZEB	50%以上かつ	75%~100%未滿
ZEB Ready		50%~75%未滿
ZEB Oriented	事務所等、学校等、工場等	—
	ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	30%以上

●創エネ(再生可能エネルギー)による削減は自家消費分及び全創エネ割合に限り設備場所は敷地内。  
●創エネ方法は、「建築物エネルギー消費効率基準(省エネ省令第1号)」(平成28年経済産業省(国土交通省令第1号))またはこれと同等の方法による計算で「その他削減」を除き設計時で評価します。

詳しくは「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」を掲載してください。

■ZEBとは(定性的な定義)

**[ZEB]** 年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物

**Nearly ZEB** 「ZEB」に限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物

**ZEB Ready** 「ZEB」を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

**ZEB Oriented** ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

以上はZEBの定義であり本事業の要件とは異なります。

**ZEB Orientedとは** ……………

評価対象は延べ面積10,000㎡以上の建築物に限る

**A. 事務所等、学校等、工場等** 40%以上の省エネを要する省エネルギーの実現に向けた措置

**B. ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等** 30%以上の省エネを要する省エネルギーの実現に向けた措置

ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)実証事業の最新情報をSIIのホームページで公開しています。 <https://sii.or.jp/zeb05/>

問い合わせ先/申請書提出先



補助対象

■ 補助対象事業者

建築主等(所有者)、ESCO(シェアード・セービングス)事業者、リース事業者等

■ 交付要件(概要)

- 補助対象建築物のZEBに資する設計情報ならびに、事業完了後の実施状況の内容を開示、公表することについて承諾すること。
  - 申請する補助対象建築物の評価対象範囲を標準的な設計仕様(ZEBではない仕様)で建築する場合と、補助事業のZEB仕様で建築する場合の建築コストの内訳と差額(掛かり増し費用)の算出結果をSIが指定する期日までに提出すること。
  - 「ZEBプランナー」が関与する事業であること。
  - 省エネルギー性能表示(BELS等)により、補助対象建築物又は補助対象となる建築物の一部について、「ZEB」、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedいずれかの第三者認証をSIが指定する期日までに受け、「省エネルギー性能表示」及びその表示に関する「評価書」の写しを提出すること。
  - 公益社団法人空気調和・衛生工学会が公表しているWEBPRO未評価技術15項目の技術のうち、本事業の要件を満たす技術1項目以上を導入すること。
  - 要件を満たすBEMSを導入すること。また、WEBPRO未評価技術の効果を含む計画、記録が可能なエネルギー計画図とすること。
  - WEBPRO未評価技術の省エネルギー効果について、経済産業省からヒアリングや追加報告等の要請がある際は求めに応じること。
  - SIが指定する期日までに、ZEBリーディングオーナーに登録完了すること。
- ……………など(詳しくは公募要領参照)

補助対象建築物

以下採択枠に示す用途の建築物を補助対象建築物とする。

採択枠一覧表

採択優先順位 1…○ 2…●

用途	用途説明	延べ面積・建築種別	
		延べ面積10,000㎡以上 [地域区分は問わない]	延べ面積2,000㎡以上 [地域区分は問わない]
		新築	既存建築物 (増築・改築・設備改修)
事務所等	事務所	●	●
ホテル等	ホテル 旅館	●	●
病院等	病院 老人ホーム <sup>※1</sup> 福祉ホーム	●	●
百貨店等	百貨店 マーケット	●	●
学校等	小学校	○	○
	中学校	○	○
	義務教育学校	○	○
	高等学校	○	○
	大学	○	○
集会所等	図書館	○	○
	博物館	○	○
	体育館等 <sup>※2</sup>	○	●
CLT等を活用した建築物 <sup>※3</sup>		○	○

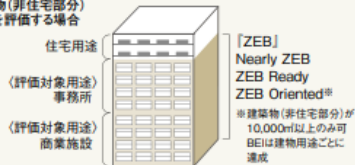
- 複数用途建築物全体を申請する場合は、主たる用途の採択枠へ申請すること。
- 複数用途建築物のうち、建築物(非住宅部分)全体の延べ面積10,000㎡以上の場合に限り、一部の建物用途でZEBとなる建築物も申請対象とする。ただし、新築・改築・設備改修については、最も延べ面積比率の高い建物用途がZEBとなることを条件とし、補助対象範囲は当該建物用途に限る。増築については、増築部分で最も延べ面積比率の高い建物用途がZEBとなることを条件とし、補助対象範囲は当該建物用途に限る。判断がつかない場合は、SIへ相談すること。

- ※1 9号住(サービス付き高齢者向け住宅)等の老健施設は、建築確認申請の建物用途が非住宅の場合に限り申請可能とする。
- ※2 体育館等とは公益性のある体育館、公会堂、集会場に限る。
- ※3 CLT(Cross Laminated Timber(クロスラミネイテッドティンバー)直交集成材)等の新たな木質部材を活用した建築物は、以下を満たすこと。
  - ① 建物用途が採択枠一覧表の建物用途区分に含まれること。
  - ② CLT等を構造耐力上主要な部分に用いていること。
  - ③ 開口部を除く外立面積へのCLT等の使用割合が15%以上であること。

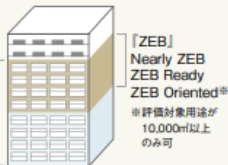
複数用途建築物におけるZEBの評価

以下のAとBのいずれか、又は両方とする。

A. 建築物(非住宅部分)全体を評価する場合



B. 一部の建物用途を評価する場合(非住宅部分全体の延べ面積が10,000㎡以上)



1

補助対象範囲

ビルの省エネルギー化を推進し、ZEBを実現するための高性能建材や高性能設備機器などのうち、以下に該当する設計費、設備費、工事費が補助対象範囲になります。



【設計費】

補助事業の実施設計等に必要な費用

建築設計、設備設計等の実施設計費、省エネルギー性能表示の第三者認証取得に必要な費用、ZEB化に伴う掛かり増し費用の算出に必要な設計・機



【工事費】

システム・機器導入の工事に要する経費

補助対象システム・機器の備付に不可欠な工事に要する経費



【設備費】 機械装置などの購入、製造等に必要な経費

空調・給湯

高効率機器に限る

熱源機器および器具、熱源付事設備(熱源機器の設置と一体不可分の設備に限る)、ポンプ、空調機器、高効率給湯機など



照明

高効率機器に限る

制御付LED照明、有機EL照明、制御用配線など



BEMS

自動制御機器を含む

制御部(制御機器、計測計装装置など)、監視部(中央監視装置、伝送装置通信装置など)、管理部(BEMS装置)



換気

省エネ機器に限る

インバータ制御ファン、モータダンパなど



蓄電システム

創畜連携に限る

蓄電システムに係る補助対象経費は、申請する事業の補助対象経費全体の20%を上限とする。充電量、放電量がBEMS装置にて計測できること。



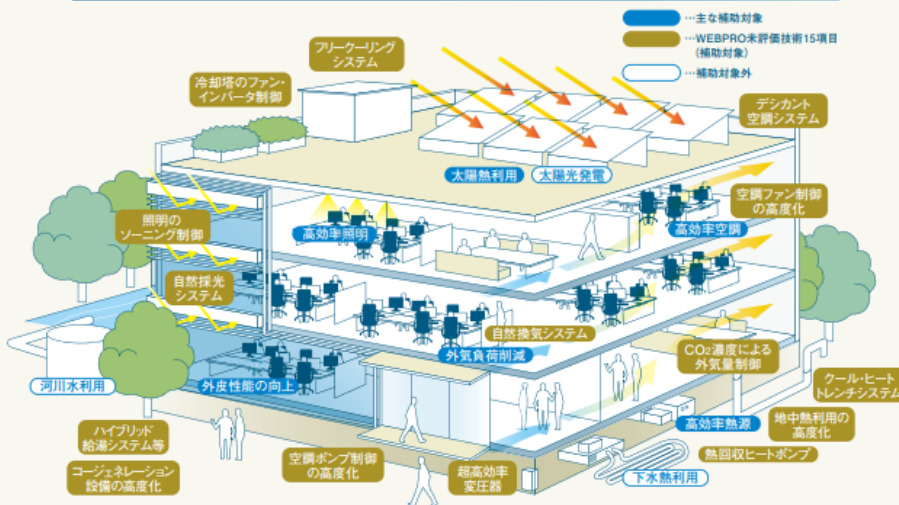
選択必須要件

WEBPRO未評価技術15項目

P3~P6をご確認ください。

ダクトや配管、配線等は補助対象外となるものがありますので、詳しくは公募要領をご覧ください。

ZEB概念図



2



令和5年度ZEB実証事業  
選択必須要件

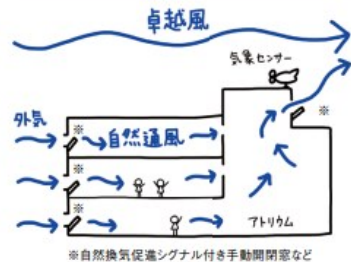
WEBPRO未評価技術  
15項目

本事業では、WEBPRO未評価技術15項目のうち1項目以上を導入することが選択必須要件です。  
(WEBPRO未評価技術15項目の詳細は公益社団法人空気調和・衛生工学会が公表する資料をご確認ください。  
<http://www.shasej.org/index.html>)

導入するWEBPRO未評価技術により、採択審査時の評価が異なります。(詳細は公募要領参照)

1 CO<sub>2</sub>濃度による外気量制御

●室内又は連気のCO<sub>2</sub>濃度センサー、画像センサーなどによって外気導入量を変化させ、在室人員に合わせて適正な外気導入量に制御することにより、冷暖房時の外気負荷を低減するもの。



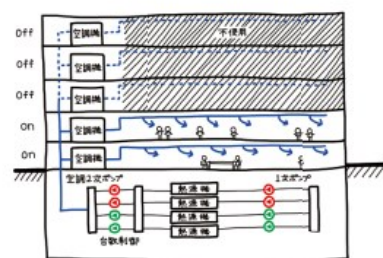
2 自然換気システム

●煙突効果の利用、建物にかかる風圧の利用、ベンチュリー(誘引)効果の利用、又はそれらの組合せで、積極的な自然通風を促し良好な室内環境を形成し、中間期や夏期夜間の冷房負荷とファンの消費電力を低減するもの。

3 空調ポンプ制御の高度化

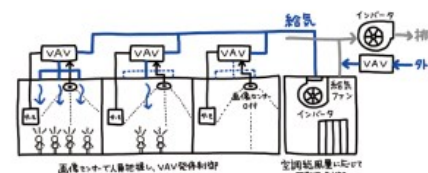
(VAV、適正容量分割、末端差圧制御、送水圧力設定制御等)

●冷却水ポンプの変流量制御、空調1次ポンプの変流量制御、空調2次ポンプの末端差圧制御、送水圧力設定制御いずれかのうちの制御技術。



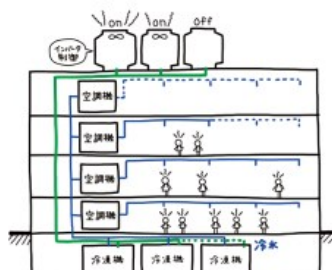
4 空調ファン制御の高度化  
(VAV、適正容量分割等)

●空調ファンの人感センサーによる変風量制御、適正容量分割や、厨房ファンの変風量制御いずれかのうちの制御技術。(本事業において厨房設備は補助対象外であるため注意すること。)



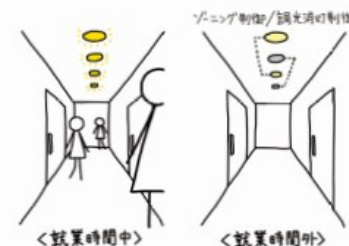
5 冷却塔ファン・インバータ制御

●冷却塔ファンの台数制御又は発停制御に加え、冷却水温度により冷却塔ファンをインバータ制御して、冷却塔ファンの消費電力を低減するもの。



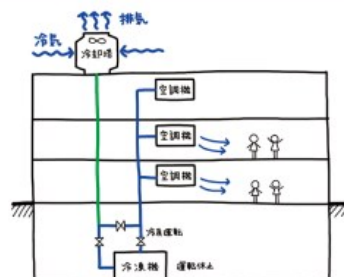
6 照明のゾーニング制御

●廊下、エントランスホール、駐車場などにおいて、時間帯に応じて照度条件を緩和して、3/4点灯以下の間引き点灯又は調光による減光により、照明の消費電力を低減するもの。



7 フリークーリング

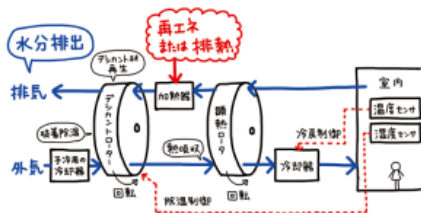
●冬期や中間期の外気と冷却塔の冷却水を利用して、「熱交換器や密閉式冷却塔を用い、冷凍機を運転させず直接空調機へ冷水を送る方式」、「冷却塔の冷却水を冷凍機の予冷に利用する方式」、「冷水温度を15℃程度に上げて中温冷水として利用する方式」などにより、熱源エネルギーを低減するもの。





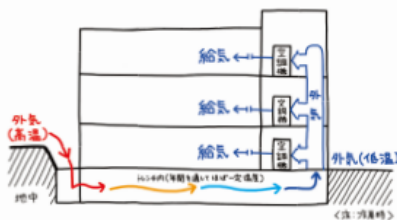
### 8 デシカント空調システム

● 除湿ロータの吸着剤で空気中の水分を吸着し、その吸着剤の再生熱源に再生可能エネルギー(太陽熱、バイオマスなど)や排熱(コージェネレーション排熱、ヒートポンプ排熱など)を利用して除湿するもので、冷却と加熱を合わせた熱源エネルギーを低減するもの。



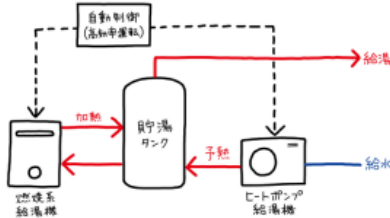
### 9 クール・ヒートトレンチシステム

● 地中温度が外気温度に比べて夏期は低く冬期は高いことを利用して、空調用の外気を樹脂管などによる独立したトレンチや建物の地下ピットなどを通して地中と熱交換させ、夏期は予冷、冬期は予熱して取り込むことにより、冷暖房時の外気負荷を低減するもの。



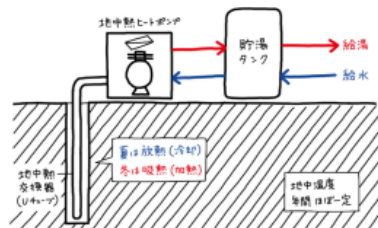
### 10 ハイブリッド給湯システム等

● 同一の給湯システムの中に、ヒートポンプ給湯機と燃焼系給湯機を複数台接続して運転モードに合わせて高効率運転するように自動制御するハイブリッド給湯システム、排水等の排熱をヒートポンプ給湯機で利用する排熱利用給湯システムなど、中央式給湯の給湯機器の高効率化により、給湯エネルギーを低減するもの。



### 11 地中熱利用の高度化 (給湯ヒートポンプ、オープンループ方式、地中熱直接利用等)

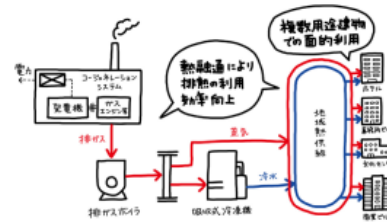
● 地中熱利用給湯ヒートポンプシステム、地中熱利用空調・給湯ヒートポンプシステム、オープンループ方式の地中熱利用ヒートポンプシステム、地中熱直接利用システムなど、地中と大気との温度差あるいは地中熱そのものを利用して、空調エネルギー又は給湯エネルギーを低減するもの。



### 12 コージェネレーション設備の高度化 (吸収式冷凍機への蒸気利用、燃料電池、エネルギーの面的利用等)

(吸収式冷凍機への蒸気利用、燃料電池、エネルギーの面的利用等)

● 吸収式冷凍機への蒸気利用、燃料電池、地域冷暖房等によるエネルギーの面的利用など、ガスエンジンタイプで排熱を温水単独で取り出し自家消費するものに比べて高効率で省エネに寄与するもの。



### 13 自然採光システム

● ライトシェルフ、アトリウム、トップライト、ハイサイドライト、光ダクトシステム、又は特殊ブラインド採光システム(グラデーショナルブラインド、クライマー式ブラインド、偏光ブラインドなど、自然採光に配慮した特殊ブラインドを利用したものに限る。)、又はそれらの組合せで、積極的な昼光利用を促すもので、明るさ感知による自動点滅制御、又は明るさセンサーによる昼光利用制御の併用により、照明の消費電力を低減するもの。



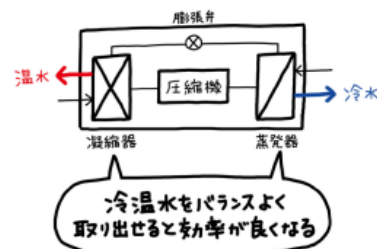
### 14 超高効率変圧器

● トップランナー基準の第一次判断基準からさらに全損失(エネルギー消費効率)を20%以上低減したもの。



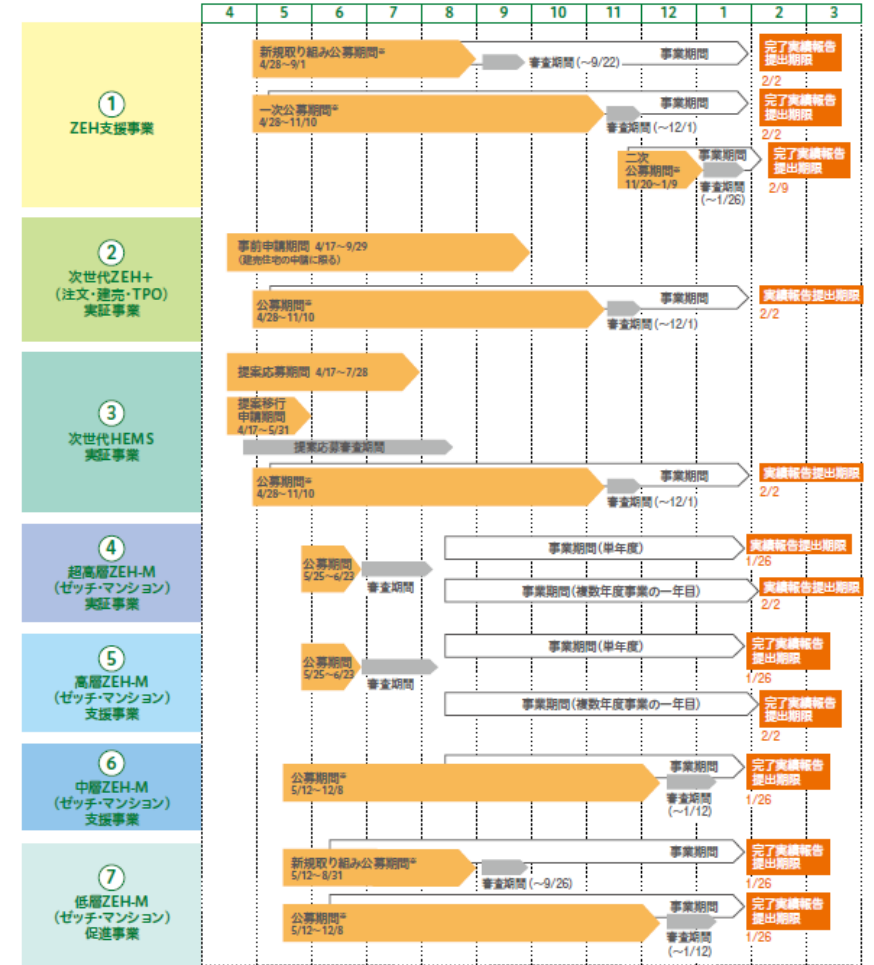
### 15 熱回収ヒートポンプ

● 往復動圧縮機、スクロール圧縮機、スクルー圧縮機又は遠心圧縮機によるヒートポンプで、冷水と温水を同時に製造することにより、熱源機器の消費電力を低減するもの。





### 各補助事業のスケジュール



● スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIホームページの各補助事業における公募情報にて、最新の公募期間をご確認ください。

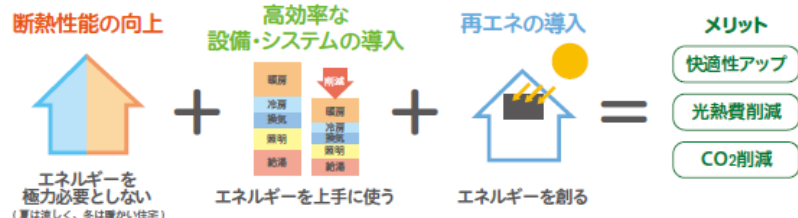
各補助事業の詳細は、SIIのホームページをご覧ください。下記のホームページから「公募要領」をダウンロードできます。

「ZEH支援事業」	<a href="https://sii.or.jp/moe_zeh05/">https://sii.or.jp/moe_zeh05/</a>	「低層ZEH-M促進事業」	<a href="https://sii.or.jp/moe_zeh_m05/">https://sii.or.jp/moe_zeh_m05/</a>
「次世代ZEH+(注文・建売・TPO)実証事業」	<a href="https://sii.or.jp/meti_zeh05/">https://sii.or.jp/meti_zeh05/</a>	「中層ZEH-M支援事業」	<a href="https://sii.or.jp/meti_zeh_m05/">https://sii.or.jp/meti_zeh_m05/</a>
「次世代HEMS実証事業」		「高層ZEH-M支援事業」	
		「超高層ZEH-M実証事業」	

※ 補助金申請において、建物の申請・不正発給等の不正行為に対して、厳正に対処いたします。申請された皆さまは十分ご留意くださいますようお願いいたします。  
 「地域型住宅グリーン化事業」については当該事業の執行団体にお問い合わせください。

# ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) とは

外皮の断熱性能の大幅な向上と、高効率な設備・システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネを実現(省エネ基準比20%以上)。その上で、再エネを導入して、年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを旨とした住宅をZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)といいます。



## 新築住宅を建築・購入等<sup>※</sup>する個人が対象の補助事業

① **ゼッチ ZEH支援事業** (P3 参照)

申請対象者: 新築住宅を建築・購入する個人  
新築住宅の販売者となる法人

対象となる住宅: ZEH, ZEH+

補助額 ※: ZEH: 55万円/戸+α  
ZEH+: 100万円/戸+α

② **次世代ZEH+ (注文・建売・TPO) 実証事業** (P4 参照)

申請対象者: 新築住宅を建築・購入する個人

対象となる住宅: 次世代ZEH+

補助額: 100万円/戸+α

③ **次世代HEMS実証事業** (P4 参照)

申請対象者: 新築住宅を建築する個人

対象となる住宅: 次世代ZEH+

補助額: 112万円/戸+α



## 新築住宅を開発する事業者等が対象の補助事業

④ **超高層ZEH-M実証事業** (P5 参照)

対象となる住棟: 住宅用途部分が21層以上のZEH-M

補助額: 補助対象経費の1/2以内  
・上限3億円/年、10億円/事業  
※事業期間は最長5年とする

⑤ **高層ZEH-M支援事業** (P5 参照)

対象となる住棟: 住宅用途部分が6層~20層のZEH-M

補助額 ※: 補助対象経費の1/3以内  
・上限3億円/年、8億円/事業、50万円/戸、補助事業の費用対効果  
※事業期間は最長4年とする

⑥ **中層ZEH-M支援事業** (P6 参照)

対象となる住棟: 住宅用途部分が4層~5層のZEH-M

補助額 ※: 補助対象経費の1/3以内  
・上限3億円/年、8億円/事業、50万円/戸、補助事業の費用対効果  
※事業期間は最長4年とする

⑦ **低層ZEH-M促進事業** (P6 参照)

対象となる住棟: 住宅用途部分が1層~3層のZEH-M

補助額 ※: 40万円/戸  
・上限3億円/年、6億円/事業  
※事業期間は最長3年とする

※ZEH, ZEH+又はZEH-Mの要件を満たした住宅に、蓄電システム、直交集成板 (CLT)、地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、液体集熱式太陽熱利用システム等を導入する場合、補助額を加算します。



## 各補助事業の主なポイント

区分	① ZEH支援事業 ZEH	ZEH+	② 次世代ZEH+ (注文・建売・TPO)実証事業 次世代ZEH+ (注文・建売・TPO)	③ 次世代HEMS 実証事業 次世代HEMS
申請対象者	・新築住宅を建築・購入する個人 ・新築住宅の販売者となる法人	・新築住宅を建築・購入する個人 ・新築住宅の販売者となる法人	・新築住宅を建築・購入する個人	新築住宅を建築する個人
対象となる住宅	・「ZEH」 ・Nearly ZEH (寒冷地、低日射地域、多雪地域に限る) ・ZEH Oriented (都市部状小地の二階建以上及び多雪地域に限る)	・「ZEH+」 ・Nearly ZEH+ (寒冷地、低日射地域、多雪地域に限る)	・「ZEH+」 ・Nearly ZEH+ (寒冷地、低日射地域、多雪地域に限る)	・「ZEH+」 ・Nearly ZEH+ (寒冷地、低日射地域、多雪地域に限る)
交付要件の主なポイント	①戸建住宅における「ZEH」の定義を満たしていること ②SIIに登録されているZEHビルダー/プランナーが関与(建築、設計又は販売)する住宅であること	①戸建住宅における「ZEH」の定義を満たし、かつ、以下のIとIIを満たすこと I. 更なる省エネルギーの実現 (省エネ基準から25%以上の一次エネルギー消費量削減) II. 以下の再生可能エネルギーの自家消費拡大措置のうち2つ以上を導入すること 1. 外皮性能の更なる強化 2. 高度エネルギーマネジメント 3. 電気自動車(PHV車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充電設備 ②SIIに登録されているZEHビルダー/プランナーが関与(建築、設計又は販売)する住宅であること	「ZEH+」の要件を満たし、かつ、以下のいずれか1つ以上を導入すること 1. 蓄電システム 2. V2H充電設備(充電設備) 3. 燃料電池 4. 太陽熱利用温水システム 5. 太陽光発電システム10kW以上	①「ZEH+」の要件を満たした上で高度エネルギーマネジメントを選択し、かつ、蓄電システム又はV2H充電設備(充電設備)を導入すること ②更に、燃料電池、太陽熱利用温水システムの設備を導入することも可とする ③太陽光発電システムによる創エネルギーを最大活用し、自家消費量を更に拡大することを目的に、AI・IoT技術等による最適制御を行う仕組みを備えていること
補助額	55万円/戸 ・補助対象住宅に蓄電システム(定置型)を導入する場合は2万円/kWh、補助対象経費の1/3又は20万円のいずれか低い額を加算 ・直交集成板(CLT)、地中熱ヒートポンプシステム、PVTシステム、液体集熱式太陽熱利用システム等を導入する場合、補助額を加算*	100万円/戸	100万円/戸 ・蓄電システム(定置型):2万円/kWh、補助対象経費の1/3又は20万円のいずれか低い額を加算 ・V2H充電設備(充電設備):補助対象経費の1/2又は75万円のいずれか低い金額を加算 ・燃料電池:2万円/台 ・太陽熱利用温水システム:【液体式】17万円/戸、【空気式】60万円/戸	112万円/戸 ・蓄電システム(定置型):2万円/kWh、補助対象経費の1/3又は20万円のいずれか低い額を加算 ・V2H充電設備(充電設備):補助対象経費の1/2又は75万円のいずれか低い金額を加算 ・燃料電池:2万円/台 ・太陽熱利用温水システム:【液体式】17万円/戸、【空気式】60万円/戸
公募方法	先着方式 一般公募及び新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募に分けて実施する		先着方式	
図				
※その他の追加補助額	<ZEHの定義> 「ZEH」……以下の①～③の全てを満たした住宅 ①(寒冷地外基準)11～100㎡の平成20年省エネルギー基準(9割)、省エネルギー性能の優等率を達成した上で、U値 1.2(2階0.40)【W/mK】以下、2階0.50【W/mK】以下、4～7階0.60【W/mK】以下 ②再生可能エネルギー等を含めて、基準一次エネルギー消費量が50%以上の一次エネルギー消費削減率 ③再生可能エネルギー等を含めて、基準一次エネルギー消費量が100%以上の一次エネルギー消費削減率 ※エネルギーに係る数値については所管省を問わず、当該自治体の数値に準拠されるものとする 以下④⑤⑥の全てで満たした住宅 ④(寒冷地外基準)11～100㎡の平成20年省エネルギー基準(9割)、省エネルギー性能の優等率を達成した上で、U値 1.2(2階0.40)【W/mK】以下、2階0.50【W/mK】以下、4～7階0.60【W/mK】以下 ⑤再生可能エネルギー等を含めて、基準一次エネルギー消費量が50%以上の一次エネルギー消費削減率 ⑥再生可能エネルギー等を含めて、基準一次エネルギー消費量が75%以上の100%未満の一次エネルギー消費削減率 ※エネルギーに係る数値については所管省を問わず、当該自治体の数値に準拠されるものとする 以下⑦⑧⑨の全てで満たした住宅 ⑦(寒冷地外基準)11～100㎡の平成20年省エネルギー基準(9割)、省エネルギー性能の優等率を達成した上で、U値 1.2(2階0.40)【W/mK】以下、2階0.50【W/mK】以下、4～7階0.60【W/mK】以下 ⑧再生可能エネルギー等を含めて、基準一次エネルギー消費量が50%以上の一次エネルギー消費削減率 ⑨再生可能エネルギー等を含めて、基準一次エネルギー消費量が75%以上の100%未満の一次エネルギー消費削減率 ※エネルギーに係る数値については所管省を問わず、当該自治体の数値に準拠されるものとする ※都市部状小地(非都市計画区域の対象となる用途地域等)第一種及び第二種低層住宅用途地域、第一種及び第二種中層住宅用途地域並びに地方自治体の条例において非都市計画区域が定められている地域)において、敷地面積が55㎡未満であって、住宅が工業用地を除く(※)専ら建築された住宅に限る			
3	詳細については、各補助事業の公募要領を必ずご確認ください			4

**登録制度について ZEHビルダー/プランナーとは**

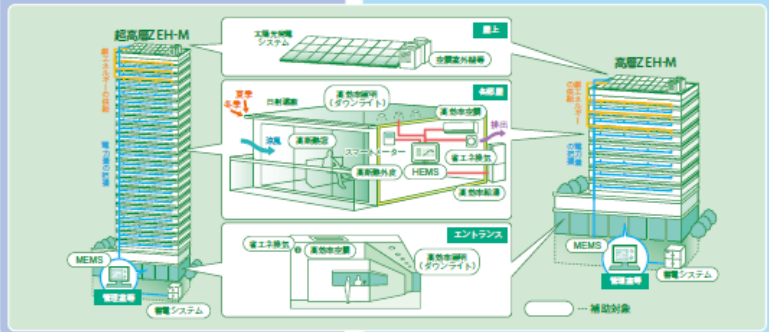
2030年ZEH普及目標の実現に向けて、2025年度の自社ZEH受注目標50%以上(又は75%以上)を掲げるハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、建売住宅販売業者等を公募、登録、公表いたします。

ZEHビルダー/プランナーに関する詳細はSIIホームページをご覧ください。  
[https://sii.or.jp/meti\\_zeh05/builder/](https://sii.or.jp/meti_zeh05/builder/)

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実務報告期間 4/10～6/30			第1回実証公表「ZEHビルダー/プランナー編(フェーズ2)」			第2回実証公表「ZEHビルダー/プランナー編(フェーズ1)」			第3回実証公表「ZEHビルダー/プランナー編(フェーズ3)」		
新規登録 4/27			5/26			6/14			6/14		
新規登録 5/27			5/26			6/14			6/14		
新規登録 5/27			5/26			6/14			6/14		

## 各補助事業の主なポイント

区分	④ 超高層ZEH-M 実証事業	⑤ 高層ZEH-M 支援事業
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ZEH-M」</li> <li>・ZEH-M Ready</li> <li>・Nearly ZEH-M</li> <li>・ZEH-M Oriented</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ZEH-M」</li> <li>・ZEH-M Ready</li> <li>・Nearly ZEH-M</li> <li>・ZEH-M Oriented</li> </ul>
交付要件の主なポイント	<ol style="list-style-type: none"> <li>集合住宅におけるZEHの定義を満たしていることかつ、以下のI～Ⅲを満たしていること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>I.住宅用途部分が21層以上の集合住宅であること</li> <li>II.ZEH-M Oriented以上であること</li> <li>Ⅲ.省エネルギー評価証を活用した営業広報を行うこと</li> </ul> </li> <li>補助事業者は以下のいずれかであること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>I.SIILに登録されているZEHデベロッパー(建築主)</li> <li>II.個人または宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人であり、ZEHデベロッパー(建築委員会)に補助事業の発注を計画している建築主</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>集合住宅におけるZEHの定義を満たしていることかつ、以下のI～Ⅲを満たしていること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>I.住宅用途部分が6層以上20層以下の集合住宅であること</li> <li>II.ZEH-M Oriented以上であること</li> <li>Ⅲ.省エネルギー評価証を活用した営業広報を行うこと</li> </ul> </li> <li>補助事業者は以下のいずれかであること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>I.SIILに登録されているZEHデベロッパー(建築主)</li> <li>II.個人または宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人であり、ZEHデベロッパー(建築委員会)に補助事業の発注を計画している建築主</li> </ul> </li> </ol>
補助額	補助対象経費の1/2以内 ※事業期間は最長5年とする (上限:3億円/年、10億円/事業)	補助対象経費の1/3以内 ※事業期間は最長4年とする (上限:3億円/年、8億円/事業、50万円/戸、補助事業の費用対効果)
追加補助	なし	高層ZEH-Mに以下の設備等を導入する場合、補助額を加算 <ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電系統板(CLT)</li> <li>・蓄電システム</li> <li>・EV充電設備</li> <li>・液体蓄熱式太陽熱利用システム</li> <li>・地中熱ヒートポンプシステム</li> <li>・V2H充電設備(充放電設備)</li> </ul>
採択方式	採択審査方式 申請金額が予算額を超えた場合は審査により採択案件を決定する(申請は住棟単位)	採択審査方式 申請金額が予算額を超えた場合は審査により採択案件を決定する(申請は住棟単位)



<ZEH-Mの定義>

**「ZEH-M」** ..... 以下①～③の全てに適合した集合住宅(住棟)  
 ①当該住棟に書かれる全ての住戸について、居住外倉庫等(1～8階)の平成28年度エネルギー基準(1階、居住外倉庫以外の階)の省エネルギー率を満たした上で、1階、1.2階が0.40 [W/m<sup>2</sup>]以下、3階が0.50 [W/m<sup>2</sup>]以下、4～7階が0.60 [W/m<sup>2</sup>]以下に適合 ②再生可能エネルギー一帯を除き、共用部を含む住棟仕様全体で、基準一次エネルギー消費量が50%以上の一次エネルギー消費削減 ③再生可能エネルギー一帯を加えて、共用部を含む住棟仕様全体で、基準一次エネルギー消費量が100%以上の一次エネルギー消費削減

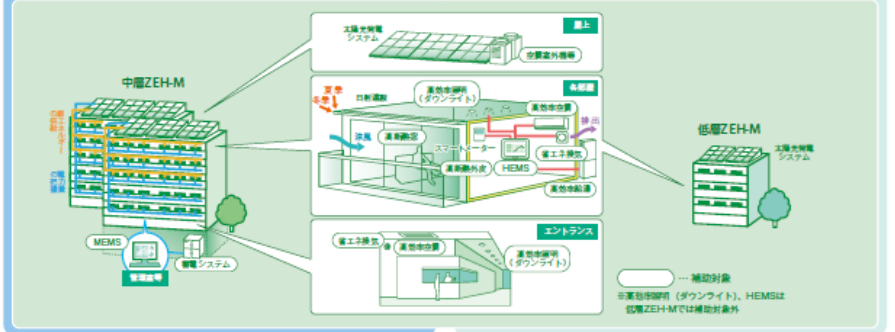
**Nearly ZEH-M** ..... 当該住棟に書かれる全ての住戸について、居住外倉庫等(1～8階)の平成28年度エネルギー基準(1階、居住外倉庫以外の階)の省エネルギー率を満たした上で、1階、1.2階が0.40 [W/m<sup>2</sup>]以下、3階が0.50 [W/m<sup>2</sup>]以下、4～7階が0.60 [W/m<sup>2</sup>]以下に適合 ②再生可能エネルギー一帯を除き、共用部を含む住棟仕様全体で、基準一次エネルギー消費量が50%以上の一次エネルギー消費削減 ③再生可能エネルギー一帯を加えて、共用部を含む住棟仕様全体で、基準一次エネルギー消費量が75%以上100%未満の一次エネルギー消費削減

**ZEH-M Ready** ..... 以下①～③の全てに適合した集合住宅(住棟)  
 ①当該住棟に書かれる全ての住戸について、居住外倉庫等(1～8階)の平成28年度エネルギー基準(1階、居住外倉庫以外の階)の省エネルギー率を満たした上で、1階、1.2階が0.40 [W/m<sup>2</sup>]以下、3階が0.50 [W/m<sup>2</sup>]以下、4～7階が0.60 [W/m<sup>2</sup>]以下に適合 ②再生可能エネルギー一帯を除き、共用部を含む住棟仕様全体で、基準一次エネルギー消費量が50%以上の一次エネルギー消費削減 ③再生可能エネルギー一帯を加えて、共用部を含む住棟仕様全体で、基準一次エネルギー消費量が75%以上の一次エネルギー消費削減

**ZEH-M Oriented** ..... 以下①、②に適合した集合住宅(住棟)  
 ①当該住棟に書かれる全ての住戸について、居住外倉庫等(1～8階)の平成28年度エネルギー基準(1階、居住外倉庫以外の階)の省エネルギー率を満たした上で、1階、1.2階が0.40 [W/m<sup>2</sup>]以下、3階が0.50 [W/m<sup>2</sup>]以下、4～7階が0.60 [W/m<sup>2</sup>]以下に適合 ②再生可能エネルギー一帯を除き、共用部を含む住棟仕様全体で、基準一次エネルギー消費量が50%以上の一次エネルギー消費削減

5 詳細については、各補助事業の公募要領を必ずご確認ください

区分	⑥ 中層ZEH-M 支援事業	⑦ 低層ZEH-M 促進事業
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ZEH-M」</li> <li>・ZEH-M Ready</li> <li>・Nearly ZEH-M</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ZEH-M」</li> <li>・Nearly ZEH-M</li> </ul>
交付要件の主なポイント	<ol style="list-style-type: none"> <li>集合住宅におけるZEHの定義を満たしていることかつ、以下のI～Ⅲを満たしていること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>I.住宅用途部分が4層以上5層以下の集合住宅であること</li> <li>II.ZEH-M Ready以上であること</li> <li>Ⅲ.省エネルギー評価証を活用した営業広報を行うこと</li> </ul> </li> <li>補助事業者は以下のいずれかであること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>I.SIILに登録されているZEHデベロッパー(建築主)</li> <li>II.個人または宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人であり、ZEHデベロッパー(建築委員会)に補助事業の発注を計画している建築主</li> <li>Ⅲ.不動産を業とする法人でZEHデベロッパー(建築委員会)に補助事業の発注を計画している建築主(本事業への累積申請住戸数が25戸以下であるもの)</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>集合住宅におけるZEHの定義を満たしていることかつ、以下のI～Ⅲを満たしていること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>I.住宅用途部分が3層以下であること</li> <li>II.Nearly ZEH-M以上であること</li> <li>Ⅲ.省エネルギー評価証を活用した営業広報を行うこと</li> </ul> </li> <li>補助事業者は以下のいずれかであること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>I.SIILに登録されているZEHデベロッパー(建築主)</li> <li>II.個人または宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人であり、ZEHデベロッパー(建築委員会)に補助事業の発注を計画している建築主</li> <li>Ⅲ.不動産を業とする法人でZEHデベロッパー(建築委員会)に補助事業の発注を計画している建築主(本事業への累積申請住戸数が25戸以下であるもの)</li> </ul> </li> </ol>
補助額	補助対象経費の1/3以内 ※事業期間は最長4年とする (上限:3億円/年、8億円/事業、50万円/戸、補助事業の費用対効果)	40万円/戸 ※事業期間は最長3年とする(上限:3億円/年、6億円/事業)
追加補助	中層ZEH-Mに以下の設備等を導入する場合、補助額を加算 <ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電系統板(CLT)</li> <li>・蓄電システム</li> <li>・EV充電設備</li> <li>・液体蓄熱式太陽熱利用システム</li> <li>・地中熱ヒートポンプシステム</li> <li>・V2H充電設備(充放電設備)</li> </ul>	低層ZEH-Mに以下の設備等を導入する場合、補助額を加算 <ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電システム</li> <li>・蓄電系統板(CLT)</li> <li>・蓄電システム</li> <li>・EV充電設備</li> <li>・液体蓄熱式太陽熱利用システム</li> <li>・地中熱ヒートポンプシステム</li> <li>・V2H充電設備(充放電設備)</li> </ul>
採択方式	先着方式	先着方式 一般公募及び新規取り組みZEHデベロッパー向け公募に分けて実施する



**登録制度について ZEHデベロッパーとは**

「ZEH-M普及に向けた取組計画」「その進捗状況」「ZEH-M導入計画」「ZEH-M導入実績」を公表し、ZEH-Mの案件形成の中心的な役割を担う建築主(マンションデベロッパー、所有者等)や建築委員会(ゼネコン、ハウスメーカー等建設会社)のこと。SIILは「ZEHデベロッパー」を公募、登録、公表しています。

ZEHデベロッパーに関する詳細はSIILホームページをご覧ください。  
[https://sii.or.jp/medi\\_zeh\\_m05/zeh\\_dev/](https://sii.or.jp/medi_zeh_m05/zeh_dev/)

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ZEHデベロッパー登録					5/12 実績報告期間 第1回実績公表 4/10～6/23 6/9 第2回実績公表 新規登録 第1回 新規登録 第2回以降						

6 詳細については、各補助事業の公募要領を必ずご確認ください



# こどもエコすまい支援事業の概要

令和4年度補正予算：1500億円

## 1 制度の目的

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい**子育て世帯・若者夫婦世帯\***による**高い省エネ性能(ZEHレベル)**を有する**新築住宅の取得**や、**住宅の省エネ改修等**に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯:夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

## 2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

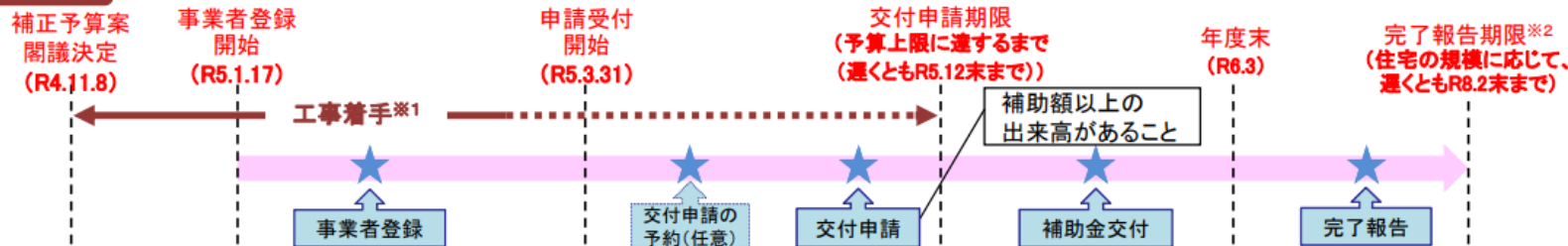
### 子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
<b>OZEH住宅</b> (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)  ※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。 ※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は除外とする。	100万円/戸

### 住宅のリフォーム\*

対象工事	補助額
<b>①住宅の省エネ改修</b>  <b>②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限る。)</b>  ※住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)又は高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする。	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸※  ※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸

## 3 手続き



※1 新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

\* 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)及び高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)との**ワンストップ対応**を実施



令和4年度補正予算：1,000億円

## 先進的窓リノベ事業の概要

- 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業：経済産業省
- 断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業：環境省

### 1 制度の目的

既存住宅における熱損失が大きい窓の断熱性能を高めることにより、エネルギー価格高騰への対応（冷暖房費負担の軽減）や、2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）への貢献、2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保への貢献を目的とします。

### 2 補助対象

高い断熱性能を持つ窓への改修に関する費用の1/2相当等を定額補助（上限200万円）（リフォーム事業者が申請し、住宅所有者等に全額還元）

※ 補正予算案閣議決定日（令和4年11月8日）以降に契約を締結し、事業者登録後（こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、事務局開設日（令和4年12月16日）（開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日）以降）に着工したものに限り。

**補助対象**

**窓のリフォーム工事**

高性能な断熱窓  
(Uw値1.9以下等)  
へのリフォーム

**内窓設置**

**外窓交換**

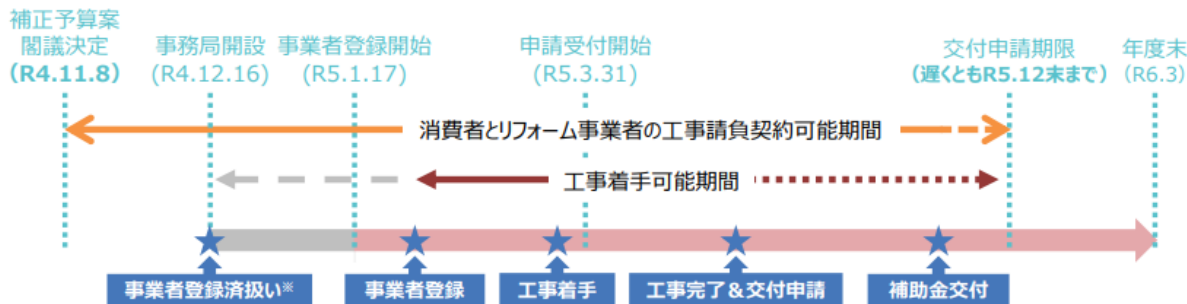
**ガラス交換**

**補助額の例**

例：戸建住宅・低層集合住宅

	グレード	大きさの区分		
		大 (2.8㎡～)	中 (1.6～2.8㎡)	小 (1.6㎡未満)
内窓設置	SS	124,000	84,000	53,000
	S	84,000	57,000	36,000
	A	69,000	47,000	30,000
外窓交換	SS	183,000	136,000	91,000
	S	124,000	92,000	62,000
	A	102,000	76,000	51,000

### 3 手続き



詳細はこちら（先進的窓リノベ事業 事務局HP）



<https://window-renovation.env.go.jp/>

※ 既にこどもみらい住宅支援事業（国交省）の事業者登録をしているリフォーム事業者は、今後所定の手続きを踏むことを前提に12月16日時点で事業者登録済扱いになり、工事着工が可能です。

## 事業概要

【令和4年度補正予算300億円】

### 事業目的

本事業では、家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とします。

### 補助対象

高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）が対象。

※省エネ法に基づくトップランナー制度における省エネ基準を満たすもの等に限る。

	ヒートポンプ 給湯機 (エコキュート)	ハイブリッド 給湯機	家庭用 燃料電池 (エネファーム)
補助額 (予定)	5万円/台	5万円/台	15万円/台

ヒートポンプ給湯機（エコキュート）



出所) 三菱電機

ハイブリッド給湯機



出所) リンナイ

家庭用燃料電池（エネファーム）

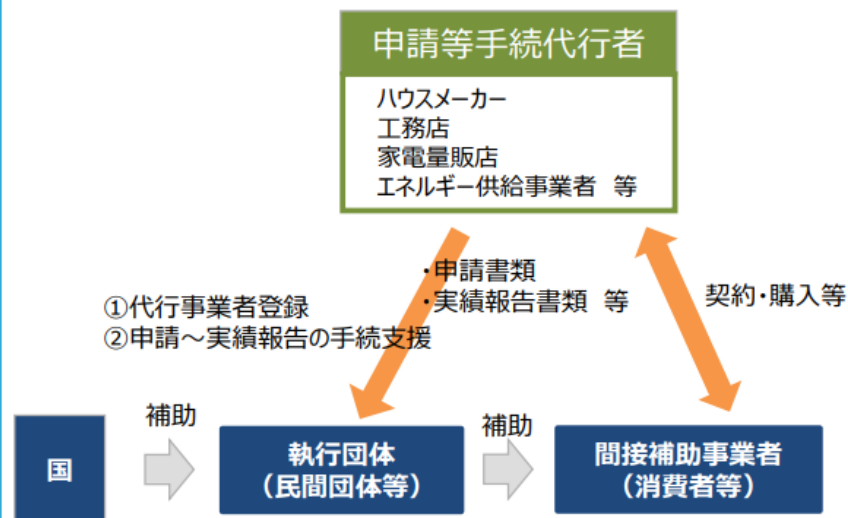


出所) アイシン

### 事業スキーム

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器の導入に係る費用を補助。

※申請手続については、消費者等と契約の締結等を行った事業者等が代行する



※補正予算案閣議決定日以降に契約を締結し、事業者登録後に着工したものに限り。

# 各事業 参照URL

No.	事業名称	URL
1	省エネ診断拡充事業	<a href="https://shoeshindan.jp/">https://shoeshindan.jp/</a>
2	省エネ最適化診断	<a href="https://www.shindan-net.jp/service/shindan/entry.html">https://www.shindan-net.jp/service/shindan/entry.html</a>
3	省エネお助け隊（地域プラットフォーム構築事業）	<a href="http://www.shoene-portal.jp/">http://www.shoene-portal.jp/</a>
4	省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業（A,B,D）	<a href="https://sii.or.jp/senshin04r/">https://sii.or.jp/senshin04r/</a>
5	省エネルギー投資促進支援事業（C,D）	<a href="https://sii.or.jp/shitei04r/">https://sii.or.jp/shitei04r/</a>
6	省エネルギー設備投資利子補給金	<a href="https://sii.or.jp/rishihokyu05/">https://sii.or.jp/rishihokyu05/</a>
7	ものづくり・商業・サービス補助金（中小企業生産性革命推進事業）	<a href="https://portal.monodukuri-hojo.jp/">https://portal.monodukuri-hojo.jp/</a>
8	小規模事業者持続化補助金（中小企業生産性革命推進事業）	<a href="https://r3.jizokukahojokin.info/">https://r3.jizokukahojokin.info/</a>
9	IT導入補助金（中小企業生産性革命推進事業）	<a href="https://www.it-hojo.jp/">https://www.it-hojo.jp/</a>
10	事業継承・引継ぎ補助金（中小企業生産性革命推進事業）	<a href="https://jsh.go.jp/r4h/">https://jsh.go.jp/r4h/</a>
11	SHIFT事業（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）	<a href="https://shift.env.go.jp/">https://shift.env.go.jp/</a>
12	事業再構築補助金	<a href="https://jigyousaikouchiku.go.jp/">https://jigyousaikouchiku.go.jp/</a>
13	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5925.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5925.htm</a> <a href="https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/cnpoint.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/cnpoint.pdf</a>
14	環境エネルギー対策資金	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html</a>
15	各種賃上げ制度のご案内	<a href="https://pc.saiteichingin.info/chingin/">https://pc.saiteichingin.info/chingin/</a>
16	資金繰り支援のご案内	<a href="https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r4/r4_shikinguri.pdf?r05_03">https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r4/r4_shikinguri.pdf?r05_03</a>
17	業務改善助成金	<a href="https://pc.saiteichingin.info/chusyo/index.html">https://pc.saiteichingin.info/chusyo/index.html</a>
18	自治体による支援策	
参考1	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業	<a href="https://sii.or.jp/zeb05/public.html">https://sii.or.jp/zeb05/public.html</a>
参考2	経済産業省と環境省のZEH補助金	<a href="https://sii.or.jp/zeh05/">https://sii.or.jp/zeh05/</a> <a href="https://sii.or.jp/zeh_m05/">https://sii.or.jp/zeh_m05/</a>
参考3	こどもエコすまい支援事業	<a href="https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/">https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/</a>
参考4	先進的窓リノベ事業	<a href="https://window-renovation.env.go.jp/about/">https://window-renovation.env.go.jp/about/</a>
参考5	給湯省エネ事業	<a href="https://kyutou-shoene.meti.go.jp/">https://kyutou-shoene.meti.go.jp/</a>





**令和5年度版  
中小企業等向け支援施策集**